

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 平成27年9月7日(月) 開会 午後 1時00分

閉会 午後 4時52分

出席者 委 員 委員長 平 池 紘 士

茂 呂 健 市 小久保 かおる 白 石 幹 男

氏 家 晃 天 谷 浩 明 永 田 武 志

福 田 裕 司

議 長 関 口 孫一郎

傍 聴 者 大 谷 好 一 青 木 一 男 針 谷 育 造

広 瀬 昌 子 古 沢 ちい子 針 谷 正 夫

大阿久 岩 人 大 川 秀 子 千 葉 正 弘

入 野 登志子 福 富 善 明 大 武 真 一

海老原 恵 子 小 堀 良 江 梅 澤 米 満

中 島 克 訓

事務局職員 事務局長 赤羽根 則 男 議事課長 稲 葉 隆 造

課長補佐 金 井 武 彦 主 査 石 塚 誠

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市民生活課長	岸	千賀子
交通防犯課長	橘	唯弘
保険医療課長	藤平	恵市
環境課長	金子	一彦
環境課主幹	金子	卓
斎場整備室長	若菜	博
人権・男女共同参画課長	木村	正明
社会福祉課長	藤田	正人
生活福祉課長	横尾	英雄
子ども課長	小林	和彦
保育課長	中野	達博
高齢福祉課長	首長	正博
地域包括ケア推進課長	鈴木	優子
参事兼健康増進課長	大木	富江
地域医療対策室長	福原	誠

平成27年第3回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

平成27年9月7日 午後1時開議 全員協議会室

- 日程第1 認定第1号 平成26年度栃木市一般会計歳入歳出決算（所管関係部分）の説明聴取について
- 日程第2 認定第2号 平成26年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明聴取について
- 日程第3 認定第3号 平成26年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明聴取について
- 日程第4 認定第4号 平成26年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の説明聴取について
- 日程第5 認定第5号 平成26年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の説明聴取について

◎開会及び開議の宣告

○副委員長（茂呂健市君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午後 1時00分）

◎諸報告

○副委員長（茂呂健市君） 当常任委員会に付託された案件は、常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○副委員長（茂呂健市君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

平成26年度各会計の決算につきまして、常任委員会におけるスムーズな審議のため、あらかじめ決算概要の説明聴取をお願いするものであります。

また、本日の説明に際しましては、さきに開催しました議員全員協議会で報告した事業並びに説明欄に記入されている金額の読み上げを省略し、決算概要の説明のみといたします。

質疑等審査につきましては、9月11日に開催する常任委員会においてお願いいたしたいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

◎認定第1号の上程、説明

○副委員長（茂呂健市君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、平成26年度栃木市一般会計歳入歳出決算所管関係部分の説明聴取についてを議題といたします。

それでは、当局から説明をお願いいたします。

なお、説明は座ったままで結構です。

歳出説明を橘交通防犯課長、お願いいたします。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お世話になります。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。着座にて失礼します。

それでは、まず歳出の所管関係部分の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、決算書の208、209ページをお開きください。2款1項7目支所及び出張所費関係の備考欄になりますが、209ページの備考欄の中ほどの少し下にございます部屋出張所管理運営費及び同じ備考欄の下から3番目にございます真名子出張所管理運営費（西方）につきましては、それぞれ臨時職員1名分の賃金が主なものでございまして、その他施設の管理に係る経費となっております。

ます。

次に、恐れ入りますが、1ページをめくってください。211ページの備考欄で、記載のある一番下の枠をごらんください。10目関係になります。枠内の上から2つ目にあります交通指導員設置費（栃木）につきましては、事業名の下に記載もされておりますが、最初のぼちの関係となりますが、主に園児、児童、高齢者に対する交通安全教室の開催や交通安全に関する広報活動の推進を図るための交通教育指導員1名分の報酬と、次のぼちの関係になりますけれども、児童生徒の登校時における交通安全の確保やイベント等における事故防止に努める市全体の交通指導員、合計で61名分の報酬及び記載はございませんが、栃木地域の交通指導員さんの制服関係、被服代約35万円が主なものとなっております。

次の交通安全対策事業費（栃木）であります。下に記載がありますように、栃木警察署管内の1市1町、栃木市と壬生町を管轄とする栃木地区交通安全協会への補助金のほか、記載はございませんが、交通安全市民大会補助金30万円及び補正予算でお認めいただきました高齢者自転車用ステッカー代約78万円が主なものとなっております。

次に、交通指導員設置費（大平）でございますが、備考欄、1行置きに各地域同名の事業が記載されております。事業内容もほぼ同じでございますので、一括して説明をさせていただきます。これらの交通指導員設置費につきましては、各地域の交通指導員さんの制服関係、被服代でございます。

次に、交通安全対策事業費（大平）でございますが、先ほどと同様に、備考欄1行置きに各地域同名の事業が記載されております。一括してご説明をさせていただきます。事業の内容でございますが、基本的に各地域交通安全協会支部への補助金や交通安全指導車などのガソリン代、管理費並びに啓発物資購入費が主なものとなっております。地域により金額に違いがございますのは、主に管理している車の車検があるかないかとなっております。なお、備考欄、同じ枠の一番下の岩舟分につきましては、市から地区交通安全協会への補助金を今年度は1本でももちろん支出しておるわけでございますが、この年だけ合併の経過措置といたしまして、岩舟分として20万4,000円ほど、この事業から支出しましたので、その分ほかの地域よりも高目になっている状況でございます。

次に、少しページが飛びまして、恐れ入りますが、216、217ページお開きください。2款1項13目諸費の所管関係部分ということになります。217ページの備考欄、上から6つ目の消費生活センター運営費につきましては、下に記載がございますが、市民の消費生活に関する相談業務や情報提供を行っている消費生活相談員5名分の報酬が主なものでございます。

次の市民相談事業費につきましては、市民の相談に対するための市民相談員2名分の報酬と弁護士相談謝礼が主なものとなっております。

次の市民生活一般経常事業費（栃木）につきましては、消費生活審議会委員報酬3万2,000円と、

栃木市消費者友の会補助金12万円が主なものでございます。

次の防犯事業費（栃木）でございますが、栃木警察署管内の1市1町、栃木市と壬生町ですが、管轄する栃木地区防犯協会等への負担金や、記載はございませんが、社団法人被害者支援センターとちぎへの負担金29万500円、そのほか防犯カメラ維持管理費の経費が主でございます。

次の防犯灯設置費でございますが、防犯灯設置は通常のパターンですと、既存の電柱に地権者並びに東電かあるいはN T Tの承諾を得て設置する場合と、費用的には割高になりますが、新たに柱を設けて設置する場合などがございまして、防犯灯を1灯つけるに当たっての費用はまちまちという状況でございますが、記載の金額は合計で598灯のLED防犯灯設置費用となっております。

次に、事業を2つ飛びまして、3つ目にございますLED防犯灯維持管理事業費でございますが、市で設置しました防犯灯、木柱なのですが、それらが老朽化したための撤去する費用が主なものでございます。そのほか地権者の都合で申し入れによる移設とか、落雷が原因と思われる器具交換に係る工事費でございます。

次に、また1つ飛ばしまして、聖地公園永代使用料等還付金（栃木）についてでございますが、2区画分の墓所の返還に伴う永代使用料の一部還付金でございます。

次の国庫支出金返還金（社会福祉課）及びその下の同名の（生活福祉課）、さらに恐れ入りますが、1ページめくっていただきまして、219ページの備考欄の上のほう、上のほうから国庫支出金返還金（子ども課）、同じく（保育課）（介護保険課）（健康増進課）までにつきましては、同様の内容なので一括して説明させていただきますが、それぞれ平成25年度分国県からの負担金や補助金の交付額確定に伴う返還金でございます。

次に、2つ飛びまして、消費者啓発事業（大平）でございますが、その下に続いて防犯事業、防犯灯維持管理事業費が並んでおりまして、以下、各地域同様の記載となっております。事業内容も基本的に同じでありますので、一括してご説明をさせていただきます。まず、消費者啓発事業費でございますが、この事業は、大平と藤岡地域のみとなっておりますが、それぞれの地域にあります消費者友の会への補助金が主なものとなっております。

次に、防犯事業費でございますが、各地域とも年末の地域安全防犯防火診断と称しまして、街頭パトロールを行うのですが、その際の消耗品が主なものとなっております。

なお、同じ備考欄の枠の下から3つ目の防犯事業費（岩舟）につきましては、公用車1台分の維持管理費及びJ R岩舟駅前に設置されてございます防犯カメラの維持管理に係る経費が含まれているため、他の地域よりも高目の決算額となっている状況でございます。

次に、防犯灯維持管理事業費は、大平、藤岡、岩舟のみの事業となっておりますが、大平と藤岡はナトリウム灯や通常の防犯灯に比べて大型の街路灯に係る維持管理経費があるということで、ここに位置づけられております。

また、備考欄下から2つ目に記載があります防犯灯維持管理事業費（岩舟）につきましては、先

ほどもちょっと触れましたが、合併の経過措置といたしまして、この年のみ岩舟地域内防犯灯に係る電気料など維持管理経費をこの事業に位置づけたために、金額が他の地域に比べて高目になっている状況でございます。

次に、備考欄、同じ枠の、恐れ入りますが、下から10番目でございます墓地永代使用料還付金（藤岡）につきましては、1区画分の墓所の返還に伴う永代使用料の一部返還金であります。

次に、備考欄の下から5つ目でございます真名子夢ホール管理運営費につきましては、浄化槽修繕等の維持補修費、それと各種機器保守点検委託料及び敷地借上料が主なものとなっております。

以上で2款1項7目と10目、13目関係の説明とさせていただきます。私からは以上でございます。

○副委員長（茂呂健市君） ありがとうございます。

では、木村人権・男女共同参画課長、お願いいたします。

○人権・男女共同参画課長（木村正明君） 続きまして、224、225ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費であります。備考欄3行目の戸籍事務電算化事業費（栃木）につきましては、戸籍事務の正確かつ迅速な処理を行うため導入いたしました戸籍電算システムに係る戸籍データ運用保守等委託料が主なものであります。

次の窓口一般事務費（栃木）につきましては、嘱託職員3名分の報酬及び臨時職員2名分の賃金のほか、OA機器の借上料、消耗品費が主なものでございます。

次の戸籍事務費（栃木）につきましては、戸籍の記載事務を行っている嘱託職員1名分の報酬と戸籍事務の補助を行っている臨時職員1名分の賃金が主なものであります。

次の中長期在留者居住地届出等事務費（栃木）につきましては、外国人の居住地届け出等に関する事務の図書購入費等であります。

次の住民情報管理事務費（栃木）につきましては、住民情報更新のための電算処理委託料、タスク、ハードウェア保守等委託料及びOA機器借上料が主なものであります。

次の住民基本台帳ネットワークシステム運営費（栃木）につきましては、住基ネットワークシステムの機器保守委託料及びOA機器借上料が主なものであります。

226、227ページをお開きください。旅券事務費（栃木）につきましては、一般旅券の申請受け付け、交付業務を行う非常勤職員1名の報酬及び臨時職員1名の賃金が主なものであります。

1つ飛ばしまして、合併に伴う戸籍システム統合事業費につきましては、岩舟町との合併に伴う岩舟町所管データの栃木市戸籍システムへの移行、変換処理及び統合作業についての電算処理委託料であります。

次に、窓口一般事務費（大平）から、ページをちょっとめくっていただきまして、229ページの備考欄中ほどに記載の旅券事務費（岩舟）までにつきましては、先ほどご説明いたしました栃木地域における事業とほぼ同様でありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、238、239ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費であります。備考

欄 5 行目の国民健康保険特別会計繰出金につきましては、低所得者に対する保険税軽減分である保険基盤安定繰出金と出産育児一時金、人件費、事務費、国保特会の赤字分等に対する出産育児一時金等繰出金であります。

次の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計の人件費及び事務費と後期高齢者医療保険料の低所得者軽減措置に対します保険基盤安定繰出金であります。

2 つ飛びまして、後期高齢者医療広域連合負担金につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合の事務費に対します法定負担金及び療養給付費に対します法定負担金であります。

次の過誤納還付金（旧老人保健）につきましては、旧老人保健に係る国、県支払基金への返還金であります。

次の人権・男女共同参画課一般経常事務費につきましては、人権啓発指導員 3 名分の報酬が主なものであります。

次の人権問題啓発事業費につきましては、人権講演会開催及び啓発用懸垂幕作成等の人権啓発委託料が主なものであります。

次の人権擁護費につきましては、栃木人権擁護委員協議会第 1 部会負担金が主なものであります。

次の人権同和対策費委託費につきましては、人権に係る研修、啓発及び各種相談など人権同和対策事業を推進するための民間運動団体等への事業委託料であります。

次の人権同和対策補助金につきましては、同和問題を初めとするさまざまな人権問題の解決に取り組んでおります民間運動団体への活動費補助金であります。

240、241 ページをお開きください。備考欄 2 行目の隣保館運営費につきましては、人権啓発のための地域交流事業や各種講座等に係る報償金及び人権教育啓発季刊誌等の発行に係る印刷製本費が主なものでございます。

次の隣保館相談事業費につきましては、地域住民の生活向上を目的に各種相談、指導に当たる臨時職員 1 名分の賃金が主なものであります。

次の隣保館管理費につきましては、施設の清掃業務及び機械警備業務等に係る施設管理委託料が主なものであります。

次の男女共同参画推進事業費につきましては、男女共同参画推進指導員 1 名分の報酬が主なものであります。

2 つ飛びまして、次の男女共同参画情報提供事業費につきましては、男女共同参画広報紙に係る印刷製本費が主なものであります。

1 つ飛びまして、民生委員児童委員活動費につきましては、民生委員、児童委員の活動に係る交付金等であります。

次の社会福祉協議会補助金につきましては、栃木市における地域福祉、在宅福祉等の充実を図るため、栃木市社会福祉協議会に支出した補助金であります。

次の罹災救助基金積立金につきましては、災害により被害を受けた方を救助するため設置しました罹災救助基金への積立金であります。

次の社会福祉施策推進委員会運営費につきましては、本市における社会福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るため設置しました委員会の委員報酬であります。

次の地域福祉基金積立金につきましては、地域福祉の向上に資する事業の財源に充てるため、地域福祉基金に寄附金を積み立てたものであります。

次の社会福祉施設運営費補助金につきましては、障がい者の地域での生活を支援し、グループホームの整備促進を図るため、グループホーム整備費の一部を補助したものであります。

次の障がい児者アートセミナー事業費につきましては、障がい者に対する理解を深めるとともに、障がい者と触れ合う機会を提供するため開催しましたアートセミナーに係る経費で、講師謝金が主なものであります。

次の福祉事業者指定事業費につきましては、社会福祉法人の認可、障がい福祉サービス事業所の指定、保育所の設立認可及び社会福祉事業の業務検査指導に係る経費で、参考図書購入費等の需用費、職員の研修参加負担金が主なものであります。

次の発達障がい者等相談支援事業費につきましては、相談や支援を行う専門員の報酬及び研修会、講師謝金が主なものであります。

次の社会福祉課一般経常事務費につきましては、事務費や栃木県社会福祉協議会等への負担金が主なものであります。

次の就学前障がい児等発達支援事業費につきましては、健診や発達相談、ことばの教室等に係る専門員の報酬が主なものであります。

次のこども発達支援センター管理運営費につきましては、こどもサポートセンターの繰り越し分の工事管理業務委託料、建物改修工事費及び燃料、光熱水費、清掃等管理運営費が主なものであります。

242、243ページをお開きください。備考欄2行目の臨時福祉給付金給付事業費につきましては、平成26年4月からの消費税引き上げに際し、所得の少ない方に対する経済的支援のため行った給付措置に係る事務費や給付金が主なものであります。

次の行旅死病人救助費につきましては、行旅病人、行旅死亡人に対するの扶助費であります。

次の戦没者遺族等補助事業費につきましては、栃木市遺族連合会に対する補助金であります。

次の大平地域福祉センターふるさとふれあい館管理運営費につきましては、指定管理者である栃木市社会福祉協議会に対する管理運営委託料及び施設敷地の不動産賃借料が主なものであります。

1つ飛ばしまして、大平健康福祉センターゆうゆうプラザ管理運営費につきましては、指定管理者であるいすゞビルメンテナンスに対する管理運営委託料が主なものであります。

1つ飛ばしまして、渡良瀬の里管理運営費につきましては、株式会社メディカルフィットネスと

ちの木への指定管理運営委託料が主なものであります。

次の健康福祉課一般経常事務費（都賀）につきましては、都賀地域内13カ所に設置されているAEDの購入費が主なものであります。

次のあいあいプラザ管理運営費につきましては、臨時職員1名分の賃金及び管理運営委託料が主なものであります。

1つ飛ばしまして、戦没者遺族等補助事業費（岩舟）につきましては、岩舟遺族会の県戦没者合同慰霊祭参加の際に使用したバスの借上料であります。

1つ飛ばしまして、岩舟健康福祉センター遊楽々館管理費につきましては、市民の健康増進、余暇活動の拠点として多くの人々が多様に利用するに当たり、遊楽々館の管理運営に係る事務費、指定管理者への管理運営委託料及びトレーニング機器リース料が主なものであります。

次に、2目障がい福祉費であります。244、245ページをお開きください。重度心身障がい者医療費助成事業費（栃木）につきましては、医療費のうち保険診療自己負担分を助成する重度心身障がい者医療費給付費が主なものであります。

次の障がい者体力増進事業費（栃木）につきましては、障がい者がスポーツを通して体力の維持、増進並びにスポーツの普及を啓発するため、栃木市身体障がい者スポーツ協会に対して補助したものであります。

次の障がい福祉団体補助負担金につきましては、障がい者の福祉の向上と幸福の追求を目的に活動する団体等に対し負担金や補助金を交付したものであります。

次の障がい者福祉計画策定事業費につきましては、障がい者福祉計画の策定の際に実施したアンケート調査と計画の製本に係る消耗品及び障がい者週間に合わせて開催しましたシンポジウムの講師謝礼などが主なものであります。

3つ飛ばしまして、身体障がい者（児）補装具等交付事業費につきましては、体の不自由なところを補い、日常生活や職場での活動を容易にする等のため費用の補助をするもので、身体障がい者補装具給付費、障がい者日常生活用具等給付費が主なものであります。

1つ飛ばしまして、特別障がい者手当等給付事業費につきましては、総合福祉システムソフトウェア賃借料及び身体または精神に障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方または障がい児に対して手当を支給する扶助費が主なものであります。

1つ飛ばしまして、成年後見制度利用支援事業費につきましては、後見人1名分の報酬であります。

次の訪問入浴サービス委託費につきましては、在宅の重度障がい者や障がい児に対し、訪問入浴車による家庭における入浴サービスを委託したものであります。

1つ飛ばしまして、障がい程度区分審査判定事務費につきましては、障がい程度区分を判定するための審査会委員報酬、調査員報酬及び医師意見書作成手数料が主なものであります。

次の障がい者相談支援事業費につきましては、障がい者相談支援員3名分の報酬と、ページをめ

くっていただいて、247ページに記載の2事業所分の相談支援事業委託料及びサービス等利用計画策定委託料が主なものであります。

次の重度障がい児支援手当給付支給費につきましては、在宅の重度障がい児の保護者に対し、月額3,000円の手当を支給するもので、手当の扶助費が主なものであります。

1つ飛ばしまして、障がい者等社会参加促進事業費につきましては、障がい者に対するスポーツ教室や写真教室等を開催し、障がい者の社会参加を促進するとともに自立支援を図るため、栃木市障がい者の自立をめざす会へ事業委託したものであります。

次の軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成事業費につきましては、軽度、中等度難聴児の補聴器購入費等の一部を助成することにより、補聴器の早期装着を促進し、言語の習得、教育等における健全な発達を支援し、福祉の増進を図るものであります。

次の地域活動支援センター事業費（栃木）につきましては、障がい者等に通所により創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るとともに、障がい者等の地域生活支援を行う地域活動支援センターの運営を委託したものであります。

次の障がい者就労支援事業費につきましては、障がい福祉サービス事業所が取り扱う物品及び役務の周知のため、障がい福祉サービス事業所物品・役務カタログを作成した際の印刷製本費が主なものであります。

1つ飛ばしまして、次の障がい者体力増進事業費（大平）につきましては、障がい児（者）と健常者がスポーツ、レクリエーションを通じ交流を深めることを目的に実施しました「若葉OHIRA」の開催に係る委託料であります。

次の大平地域活動支援センターほほえみ館管理運営費につきましては、指定管理者であります社会福祉法人すぎのこ会に対する管理運営委託料が主なものであります。

1つ飛ばしまして、地域活動支援センター事業費（藤岡）及びその2つ下の地域活動支援センター事業費（都賀）につきましては、障がい児及び障がい者に地域生活支援を促進するため、栃木市社会福祉協議会へ委託した指定管理委託料が主なものであります。

2つ飛ばしまして、福祉タクシー料金助成事業費（岩舟）につきましては、重度の障がい者及び高齢者が通院のためタクシーを利用する場合、その経費の一部を助成するものであり、福祉タクシー料金助成費が主なものであります。

次の障がい者相談支援事業費（岩舟）につきましては、障がい者等からの相談に応じ、障がい者の安定した生活を提供するものであり、相談支援事業者委託料が主なものであります。

次の地域活動支援センター事業費（岩舟）につきましては、障がい者等の能力及び適性に応じた日常の活動をサポートする施設の運営を行うための地域活動支援センター委託料が主なものであります。

以上で3款1項2目障がい福祉費までの説明を終わります。

○副委員長（茂呂健市君） ありがとうございます。

続きまして、鈴木地域包括ケア推進課長、よろしくお願ひいたします。

○地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） 続きまして、3款1項3目高齢福祉総務費であります。248、249ページをお開きください。備考欄3つ目の介護保険特別会計繰出金につきましては、介護保険特別会計（保険事業勘定）及び（サービス事業勘定）への一般会計からの繰出金であります。

1つ飛びまして、老人福祉センター団体送迎バス運行事業費につきましては、各地域の老人福祉センター等への団体の無料送迎に要する燃料費等であります。

次の敬老事業費につきましては、85歳、90歳、95歳、100歳、101歳以上の高齢者への敬老祝金と自治会等が主催する敬老事業に対する補助金であります。

次のシルバー人材センター補助金につきましては、公益社団法人栃木市シルバー人材センターに対する運営費補助金であります。

次の高齢福祉課一般経常事務費（栃木）につきましては、高齢福祉課事務用品等の購入と単位老人クラブ及び老人クラブ連合会に対する補助金が主なものであります。

次のねりんピック栃木市実行委員会負担金につきましては、平成26年10月4日から7日まで実施されましたねりんピック栃木2014における栃木市実行委員会への負担金であります。

次の老人保護措置事業費につきましては、養護老人ホームへの措置委託料及び入所判定に係る諸費用が主なものであります。

次の緊急ホームヘルパー派遣委託費（栃木）につきましては、緊急ホームヘルパー派遣事業を委託している栃木市社会福祉協議会に対する委託料であります。

次の緊急通報装置給付費等事業費につきましては、ひとり暮らし高齢者等に設置している緊急通報装置の機器使用料と運営委託料であります。

次の老人福祉電話管理事業費につきましては、低所得のひとり暮らし高齢者に対する福祉電話の貸与に係る電話料であります。

次の高齢者日常生活用具購入費等助成事業費（栃木）につきましては、介護保険対象外の方への福祉用具レンタル料の助成と老人福祉車等の日常生活用具の購入費の助成事業であります。この事業につきましては、次のページ251ページに同事業で中ほどにあります高齢者日常生活用具購入費等助成事業費（大平）、その下にあります（藤岡）、下にあります（都賀）（西方）（岩舟）につきましても同様の内容の事業であります。

戻っていただきまして、高齢者保健福祉計画策定事業費につきましては、第6期計画の計画書の印刷製本費と岩舟継承分のニーズ調査業務委託料であります。

次の在宅老人短期入所委託費につきましては、短期入所委託施設である養護老人ホームあずさの里への委託料であります。

次の軽度生活援助員派遣委託費につきましては、ひとり暮らし高齢者等へホームヘルパーの行え

ない窓ふきや除草等のサービスを提供する事業であり、事業委託先であります栃木市シルバー人材センターへの委託料であります。

次の配食サービス事業費につきましては、ひとり暮らし高齢者等に安否確認も兼ねて昼食を宅配する事業であり、宅配業者8社に対する委託料が主なものであります。

続きまして、250、251ページをお開きください。1つ目の地域安全安心事業費につきましては、ひとり暮らし高齢者等に緊急医療情報カプセルの配布や民間事業所と相互に連携した見守り協定に係る人件費が主なものであります。

2つ飛びまして、低所得者介護保険サービス助成事業費につきましては、生計が困難な方に対して訪問介護、通所介護、施設入所等のサービスについて利用者負担軽減を実施した社会福祉法人等に対する軽減額の2分の1を市が助成したものであります。

次の保険料特別徴収負担金につきましては、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び国民健康保険税の特別徴収について、国保連合会が行った第1号被保険者の年金からのデータ集約事務に対する負担金であります。

1つ飛びまして、高齢福祉事務費（大平）、以下（藤岡）（都賀）（岩舟）につきましては、各総合支所におきます事務経費、燃料費、電算処理委託費などが主なものであります。

次に、備考欄の下のほうに行ってください外出支援サービス事業費につきましては、車椅子等使用者の通院など、送迎サービス事業を委託している栃木市社会福祉協議会への委託料であります。

次の生きがい活動支援通所事業費につきましては、静和ふれあい館、小野寺ふれあい館で行います生きがい活動支援通所事業を委託している栃木市社会福祉協議会への委託料が主なものであります。

続きまして、3款1項4目高齢福祉施設費であります。備考欄一番下の老人福祉センター施設共通管理費につきましては、老人福祉センター3園の維持補修と工事請負に関する経費であります。

次の252、253ページをお開きください。1つ目の長寿園管理運営委託費につきましては、長寿園の指定管理を依頼している栃木市社会福祉協議会への運営委託料であります。以下、福寿園管理運営委託費、泉寿園管理運営委託費につきましても、長寿園同様、社会福祉協議会に対する運営委託料であります。

次の老人憩の家管理運営費につきましては、老人憩の家の管理を委託している栃木市シルバー人材センターへの管理運営委託料が主なものであります。

次の西方ふれあいプラザ管理運営費につきましては、高齢者の交流の場と介護予防を図るための施設でありまして、指定管理を依頼している栃木市社会福祉協議会への運営委託料及び利用者の送迎業務委託料が主なものであります。

次のさくらホーム管理運営費につきましては、高齢者が自主的に生きがい活動や交流、また介護予防事業を行う施設でありますさくらホームの光熱水費等の管理運営費であります。

次の小野寺ふれあい館管理運営費につきましては、火災警備業務委託料及び電気料が主なもの
あります。

続きまして、5目国民年金費であります。備考欄2つ目の国民年金事業費（栃木）につきま
しては、臨時職員1人分の賃金が主なものであります。

次の国民年金事業費（大平）、以下（藤岡）（都賀）（西方）（岩舟）につきましては、各総合支所
における事務用消耗品費及び郵送料などが主なものであります。

以上で3款1項5目国民年金費までの説明を終わらせていただきます。

○副委員長（茂呂健市君） 続きまして、小林こども課長、よろしく申し上げます。

○こども課長（小林和彦君） 続きまして、3款2項1目児童福祉総務費の所管部分についてご説明
させていただきます。

翌年度繰越額欄の繰越明許費につきましては、平成28年度から認定こども園への移行を予定する
幼稚園2園への施設整備補助金について整備完了が27年度になること、また3月に補正をいたしま
した国の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用した子育て世帯商品券給付事業、子育て支
援ハンドブック作成事業、保育環境改善事業について事業の実施が27年度になるため、各種事業費
の繰り越しをしたものであります。

254ページ、255ページをお開きください。備考欄の7行目、母親クラブ育成事業費につきま
しては、母親クラブ2団体に対する運営費の補助金であります。

次の民間児童厚生施設等活動推進事業費補助金につきましては、社会福祉法人鐘の鳴る丘友の会、
さくら3Jホールで実施しております民間児童館への補助金であります。

次の養育支援家庭訪問事業費につきましては、児童虐待防止対策の一環として、児童の養育力に
欠ける保護者宅を養育支援員が訪問し、育児や家事の援助や指導を行ったり、母親が産後鬱の場合
など複雑な問題を抱える家庭に対して、養育方法の具体的な技術指導を実施するものでありまして、
養育支援員2名分の報酬が主なものであります。

次の民間保育所地域子育て支援センター補助金につきましては、民間保育園3園が実施しており
ます地域子育て支援拠点事業に対する補助金であります。

次のこども課一般経常事務費につきましては、栃木市ひとり親家庭福祉会補助金が主なものであ
ります。

次の赤ちゃん誕生祝金事業費につきましては、児童の健やかな成長を願い、子育て支援に資する
ことを目的に18歳未満の児童を養育し、第2子以降のお子さんが誕生した保護者に支給した祝い金
が主なものであります。

次の学童保育事業費（栃木）につきましては、保護者の就労等のため、放課後に保護者等がいな
い家庭の小学校児童を対象に学童保育を実施するものでありまして、指導員50名の賃金、民間学童
保育8カ所への運営委託料、大宮北小学校学童保育敷地1,322平米の賃借料が主なものであります。

次の学童保育事業費（大平）につきましては、学童保育指導員26名の賃金、民間学童保育フレンドへの運営委託料及び大平中央子どもの家の床張りかえ工事が主なものであります。

次の学童保育事業費（藤岡）につきましては、学童保育指導員13名の賃金が主なものであります。

次の学童保育事業費（都賀）につきましては、学童保育指導員11名の賃金及び学童保育施設警備業務委託料が主なものであります。

次の学童保育事業費（西方）につきましては、栃木市社会福祉協議会への西方、真名子児童クラブ運営委託料が主なものであります。

次の学童保育事業費（岩舟）につきましては、学童保育指導員19名の賃金が主なものであります。

次のファミリーサポートセンター運営費につきましては、仕事と育児の両立支援や地域における子育て支援機能を強化するための事業でありまして、会員相互の援助活動のあっせんや相談及び調整を行うアドバイザー3名の報酬が主なものであります。

256、257ページをお開きください。備考欄1行目、子育て応援企業登録制度事業費につきましては、子育て応援企業登録事業の消耗品であります。

次の保育園給食調理業務委託費につきましては、いまいずみ保育園、おおつか保育園、大平地域4園、藤岡地域3園における給食調理業務についての委託料であります。

次の民間保育所一時預かり事業補助金につきましては、就労形態の多様化などに伴う一時的な保育の需要に応えるために実施している一時預かり事業に対する市内民間保育園4園、ひがしのもり保育園、さくら第2保育園、けやき保育園、大平中央保育園に対する補助金であります。

次の保育課一般経常事務費につきましては、子ども・子育て会議の開催の際の委員報酬等であります。

次の子ども・子育て支援事業計画策定事業費につきましては、平成27年度から5カ年計画期間の子ども・子育て支援事業計画策定業務に係る委託料であります。

次の病後児・体調不良児保育事業費につきましては、乳幼児から小学3年生までの児童のうち、傷病の回復期にあり、集団保育が困難な期間、当該児童を一時的に預かる病後児保育事業を実施するさくら保育園への委託料であります。

次の保育料事務費につきましては、保育園の入退園や保育料に係る事務費で、総合福祉システム借上料が主なものであります。

次の民間保育所運営委託費（さくら）、同様に次の（さくら第2）及び（ひがしのもり）につきましては、各民間保育園への保育事業に対する運営委託料であります。

次の市外保育所運営委託費につきましては、保護者の勤務の都合などにより、本市の児童が市外の保育園に通園する際の委託料であり、市外40保育園、延べ599名分の委託料であります。

次の民間保育所延長保育補助金につきましては、延長保育を実施した市内民間保育園6園に対する補助金であります。

次の民間保育所休日保育補助金につきましては、休日保育事業を実施したさくら保育園に対する補助金であります。

次の民間保育所1歳児保育補助金につきましては、1歳児3人に対し保育士1名を配置した民間保育園6園及び調理員を基準を超えて1名増員した民間保育園3園に対する補助金であります。

次の民間保育所運営委託費（けやき）につきましては、民間保育園けやき保育園への保育事業に対する運営委託料であります。

次の民間育児サービス事業費補助金につきましては、保育に欠ける乳幼児を保育する民間育児サービスを実施している認可外保育施設6カ所に対する補助金であります。

次の民間保育所運営委託費（大平中央）及び次の（ひかり）につきましては、民間保育園への保育事業に対する運営委託料であります。

次の民間保育所家庭支援推進保育事業費補助金につきましては、日常生活における基本的な習慣や態度の涵養等について、家庭環境に対する配慮など、保育を行う上で特に配慮が必要とする児童が多数入所している保育園に対し保育士の加配を行い、児童の処遇の向上を図った民間保育園ひかり保育園に対する特別保育事業等推進費補助金であります。

258、259ページをお開きください。備考欄1行目の民間保育所運営委託費（すみれ）につきましては、民間保育園への保育事業に対する運営委託料であります。

1つ飛びまして、保育所アレルギー疾患対応事業費につきましては、保育所児童の食物アレルギーに適切に対応するため、医師が作成する生活管理指導表の作成料に対する助成金であります。

次の子ども・子育て支援事業費につきましては、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度に対応した処理システムの改修を行うための委託料であります。

1つ飛びまして、チャイルドシート購入費助成事業費（岩舟）につきましては、満6歳未満の子供を養育している保護者で、チャイルドシートを平成26年4月4日までに購入した際に一部助成を行うものであり、扶助費で主なものであります。

続きまして、3款2項2目児童措置費になりますが、備考欄3行目の特別児童扶養手当支給事務費につきましては、当該手当の認定請求、所得状況届受け付け事務に係る事務用消耗品購入が主なものであります。

次の児童扶養手当支給費につきましては、父母の離婚や死亡などによって父または母と生計を同じくしていない児童などが心身ともに健やかに育成することを目的として、父母等に対して支給した手当が主なものであります。

次の遺児手当支給費につきましては、父母の一方または両方を亡くした義務教育終了前の児童を養育している方に対して支給した手当であります。

1つ飛びまして、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費につきましては、平成26年4月からの消費税率引き上げに際し、子育て世帯への影響緩和及び子育て世帯の消費の下支えをするため行った

給付措置に係る事務費や給付費給付金が主なものであります。

続きまして、3款2項3目母子福祉費になりますが、260、261ページをお開きください。備考欄の10行目、不妊治療助成事業費につきましては、不妊治療を行っております方を支援するために実施しております不妊治療費補助金で、助成件数は119件であります。

次の不育症治療助成事業費につきましては、不育症治療を行っております方を支援するために実施しております不育症治療費補助金で、助成件数は1件であります。

次の母子自立支援事業費につきましては、母子家庭等の自立支援のため、母子自立支援員による相談、指導業務及び母子家庭などの自立に向けた技能習得の支援業務を実施するもので、母子自立支援員2名分の報酬及び自立支援給付費が主なものであります。

次の母子生活支援施設措置委託費につきましては、DVなどの理由により母と子を施設に入所措置した際の委託料であります。

以上で児童福祉総務費、児童措置費、母子福祉費の所管部分についての説明を終わらせていただきます。

○副委員長（茂呂健市君） 続きまして、中野保育課長、よろしく願いいたします。

○保育課長（中野達博君） 続きまして、4目児童福祉施設費からご説明させていただきます。

備考欄の下から4行目、児童センター管理運営委託費につきましては、はこのもり児童センターの臨時職員2名分の賃金が主なものであります。

次の児童館共通管理運営費につきましては、大平児童館の空調機の入れかえ工事が主なものであります。

次のいまいずみ児童館管理運営委託費につきましては、児童館の管理運営を委託しております指定管理者である栃木市社会福祉協議会への管理運営委託料であります。

続きまして、262、263ページをお開きください。備考欄2行目になります。そのべ児童館管理運営委託費につきましては、児童館の管理運営を委託しております指定管理者である栃木市社会福祉協議会への管理運営委託料であります。

次の大平児童館管理運営費につきましては、大平児童館の管理運営を委託しております指定管理者である学校法人しずわでら学園への管理運営委託料であります。

次の大平みなみ児童館管理運営費につきましては、臨時職員1名分の賃金が主なものであります。

次の地域子育て支援センター運営事業費につきましては、子育て中の保護者に対する育児相談や親子の触れ合いの場、遊びの場を提供し、子育て家庭への多様な支援のニーズに対応するものでありまして、臨時保育士1名分の賃金が主なものであります。

次の地域子育て支援センターおおひら運営事業費につきましては、臨時職員1名分の賃金が主なものであります。

次の地域子育て支援センターふじおか運営事業費につきましては、臨時職員1名分の賃金が主な

ものであります。

次の地域子育て支援センターつが運営事業費につきましては、臨時職員2名分の賃金が主なものであります。

次の地域子育て支援センターにしかた運営事業費につきましては、子育て家庭への支援を行うための運営事業費であります。

次の地域子育て支援センターいわふね運営事業費につきましては、臨時職員1名分の賃金が主なものであります。

次のとちぎコミュニティプラザ管理事業費につきましては、施設清掃業務、エレベーター保守業務、光熱水費及び受水槽給水ポンプ修理工事費が主なものであります。

次の大平子どもセンター管理運営費につきましては、施設の管理運営に係る光熱水費及び維持補修費が主な経費であります。

続きまして、5目の保育所費であります。まず、翌年度繰越額欄の継続費繰り越しにつきましては、藤岡地域統合保育園の整備事業について、平成26年度、平成27年度の継続事業としたため、平成27年度に繰り越しをするものであります。

次に、説明欄の上から4行目、一時預かり事業費（栃木）から次に同じく（大平）（藤岡）につきましては、各地域で一時預かり事業を実施するための嘱託保育士各1名分の報酬が主なものであります。

264、265ページをお開きください。説明欄1行目の延長保育事業費（栃木）から、4つ下になりますが、（西方）までにつきましては、各地域で延長保育を実施するための臨時保育士賃金が主なものでありまして、（栃木）については4名、（大平）が4名、（藤岡）が1名、（都賀）が2名、（西方）が1名分であります。

次の低年齢児保育事業費（栃木）から5つ下になります（岩舟）までにつきましては、各地域で低年齢児の保育を実施するための嘱託保育士及び臨時保育士の報酬及び賃金が主なものでありまして、（栃木）については嘱託が12名、臨時が4名分、（大平）については嘱託4名分、（藤岡）が嘱託3名分、（都賀）が嘱託2名分、（西方）が嘱託2名分と臨時2名分、（岩舟）が臨時2名分であります。

次の障がい児保育事業費（栃木）から5つ下になります（岩舟）までにつきましては、各地域で障がい児保育を実施するための嘱託保育士及び臨時保育士の報酬及び賃金が主なものでありまして、（栃木）については嘱託8名、（大平）が嘱託4名、（藤岡）が嘱託1名、（都賀）が嘱託1名、（西方）が臨時1名、（岩舟）が臨時1名分であります。

次の保育所共通管理運営費（栃木）につきましては、栃木地域の公立保育園6園の管理運営に要する経費でありまして、通常保育のための嘱託保育士報酬14名分、それから臨時保育士賃金が22名分、臨時業務員等の賃金が10名分、次に266、267ページお開きいただきまして、次のはこのもり保

育園を除きます5園分の警備保障等の管理運営委託料、それから保育園の遠足の際のバス借上料18台分が主なものであります。

次の保育所共通管理運営費（大平）につきましては、大平地域の公立保育園4園の管理運営に要する経費でありまして、通常保育のための嘱託保育士報酬が6名分、臨時保育士等の賃金17名分、それから大平地域4園の警備保障等の管理運営委託料が主なものであります。

次の保育所共通管理運営費（藤岡）につきましては、藤岡地域の公立保育園3園の管理運営に要する経費でありまして、通常保育のための嘱託保育士報酬2名分、臨時保育士賃金11名分が主なものであります。

次のいまいずみ保育園管理運営費から5つ下になりますぬまわだ保育園管理運営費までにつきましては、栃木地域のそれぞれの保育園の管理運営に必要な経費でありまして、このうち不動産の賃借料に伴います借地につきましては、いまいずみ保育園が2,161.98平米、おおつか保育園につきましては3,540平米、そのべ保育園については1,818.18平米であります。

次の保育所第三者評価委託事業費につきましては、事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上を図るため、栃木県から認証を受けた第三者評価機関による第三者評価を実施いたしました公立保育園4園分の委託料であります。

次の三嶋保育園管理運営費から一番下になります認定西方なかよしこども園（保育園）管理運営費までにつきましては、それぞれの保育園の管理運営に必要な経費であります。このうち三嶋、部屋、藤岡各保育園の臨時職員の賃金につきましては、バスの運転手及び添乗員それぞれ1名ずつ、それから都賀よつば保育園の嘱託保育士報酬につきましては2名分、臨時職員の賃金は保育士が5名分、調理員等が4名分、それから施設管理委託料につきましては、警備保障等の管理運営委託料、それから大平西保育園の駐車場整備工事費につきましては、寄附をいただきました隣接地を駐車場として整備した工事費、それから認定西方なかよしこども園（保育園）の臨時職員賃金については保育士2名分、調理員等3名分、施設管理委託料については警備保障等の管理運営委託料が主なものであります。

次に、268、269ページをお開きください。備考欄1行目、認定西方なかよしこども園の不動産賃借料に伴う借地面積については、3,793平米であります。

次の認定西方なかよしこども園（保育園）施設整備事業費につきましては、隣地との境界にフェンスが未設置であった部分へのフェンス設置工事に伴う工事費でございます。

1つ飛びまして、いわふね保育園管理運営費につきましては、いわふね保育園の管理運営に必要な経費でありまして、臨時保育士賃金8名分が主なものであります。

以上で3款2項児童福祉費の説明を終わります。

○副委員長（茂呂健市君） ここで、暫時休憩いたしたいと思えます。

（午後 2時06分）

[副委員長、委員長と交代]

○委員長（平池紘士君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時20分)

○委員長（平池紘士君） 横尾生活福祉課長。

○生活福祉課長（横尾英雄君） それでは、続けて説明させていただきます。

268、269ページをお開きください。中段の3項生活保護費についてであります。備考欄3行目、生活保護運営対策事業費につきましては、福祉事務所嘱託医2名分の報酬、生活保護医療費支払審査等委託料、生活保護電算システム、生活保護レセプト情報管理システム及びシステム機器賃借料が主なものでございます。

次の生活保護適正実施推進事業費につきましては、生活保護面接相談員1名及び就労支援相談員1名の報酬及び臨時職員の賃金と生活保護関係の計上事務費でございます。

1つ飛びまして、保護費即時払基金繰出金につきましては、保護世帯の増加に伴い、保護費即時払基金の増額を行ったものであります。

270、271ページをお開きください。4項災害救助費についてであります。備考欄、災害弔慰見舞費につきましては、自然災害や火災等によって被害を受けた市民に対する見舞金で、竜巻被害の増加に伴い、当初予算が不足したため、予備費より充用しております。

以上で3款までの所管部分の説明を終わります。

○委員長（平池紘士君） 続きまして、大木健康増進課長。

○参事兼健康増進課長（大木富江君） 続きまして、272、273ページをお開きください。4款衛生費の所管部分についてご説明いたします。

1項1目保健衛生総務費についてであります。備考欄の4事業目、小児救急医療委託費につきましては、日曜日の夜間に軽症の小児の急病患者を診療していただくための委託料であります。

次の急患センター管理運営委託事業費につきましては、休日及び夜間に軽症の急病患者の診療所として開設している急患センターの管理運営委託料が主なものであります。

次の病院群輪番制病院運営補助事業費につきましては、休日及び夜間に入院を必要とする重症の急病患者の診療に当たる病院への補助事業であります。

内訳の病院群輪番制病院運営費負担金は、鹿沼救急医療圏における西方地域の負担金であります。

病院群輪番制病院運営費補助金は、栃木救急医療圏の2次救急を担う3病院への運営費補助金であります。

次の小児二次救急医療支援補助金につきましては、休日及び夜間に重症の小児の急病患者の診療に当たる獨協医科大学病院への補助金であります。

次の健康増進課一般経常事務費（栃木）につきましては、栃木地域の公民館等に配備してあります除細動器のバッテリーやパッド交換のための消耗品費や市内全世帯に配布した親子用けんこうカレンダーの印刷製本費が主なものであります。

次の市民健康まつり開催事業費（栃木）につきましては、昨年11月に開催した市民健康まつりの際の案内チラシ、新聞折り込み手数料や事務用消耗品費が主なものであります。

次の健康増進計画推進事業費につきましては、栃木市健康増進計画推進部会の参加者報償費や岩舟町合併に伴い、計画内容を見直し、新しい計画書を作成した際の委託料が主なものであります。

次の健康教育、相談事業費（栃木）につきましては、生活習慣病予防のために健康教育や健康相談等の事業を実施した際の講師への報償金、教材等に係る消耗品費及び医師会、歯科医師会への協力交付金が主なものであります。

次の自殺予防事業費につきましては、自殺予防の普及啓発や相談事業等を実施した際のカウンセラー等に対する報償金や啓発関係の消耗品費及びメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」の運営管理業務委託料が主なものであります。

次の母子保健事業費（栃木）につきましては、母性及び乳幼児の健康の保持増進を図るため、妊娠、出産、育児にかかわる各種健診、健康教育、健康相談、訪問指導等の支援を行ったもので、内訳の母子保健推進員報酬は、乳児の訪問等に協力をいただいている栃木地域の母子保健推進員の報酬、臨時職員賃金は、事務補助1名、看護師1名、保育士1名、保健師1名分の賃金、乳幼児健康診査報酬金は、健診時の医師、歯科医師の報酬金、臨時看護師等報酬金は、健診時の看護師、歯科衛生士等の報酬金、乳児健康診査等委託料は、市全域の乳児先天性股関節脱臼検診の委託料や3歳児健康診査、尿検査の委託料等であります。

次のページ、乳幼児発達相談事業費につきましては、乳幼児健診等において発達上の問題が疑われた児に対し2次健診を行い、早期治療、早期療育に向け、保護者への育児支援を行ったもので、発達相談時の医師の報酬金が主なものであります。

次の妊婦健康診査事業費につきましては、妊婦の健康管理の向上を図るため、妊婦健康診査の助成や妊婦歯科検診を実施したもので、医療機関への委託料が主なものであります。

次の未熟児養育医療給付事業費につきましては、出生時の体重が2,000グラム以下または生活力が薄弱な未熟児に対し、指定医療機関に委託して養育に必要な医療の給付を行ったもので、扶助費が主なものであります。

1つ飛びまして、地域医療対策基金積立金につきましては、地域医療の充実及び強化を図る事業の財源に充てることを目的とした基金への積立金であります。

2つ飛びまして、健康増進事務費（大平）につきましては、地域保健関係図書購入費等や母子保健指導車の燃料、修理に係る需用費が主なものであります。

次のふれあい健康福祉まつり開催事業費（大平）につきましては、ふれあい健康福祉まつり開催

に当たり、ご協力を願う歯科医師等への報償金及び事務用消耗品等の需用費が主なものであります。

次の健康教育、相談事業費（大平）につきましては、大平地域で開催する各健康教室の医師、運動指導士に対する報償費及び健康教育、相談事業に使用するパンフレット等の購入のための需用費が主なものであります。

次の健康づくりトレーニング事業費につきましては、市民に運動の機会を提供し、生活習慣病の予防を図るため、ゆうゆうプラザに設置してありますトレーニング機器の借上料が主なものであります。

次の母子保健事業費（大平）につきましては、母子保健推進員に対する報酬及び乳幼児健診の際の医師、歯科医師等への報償金が主なものであります。

次からは、（藤岡）（都賀）（西方）（岩舟）の事業となりますが、大平でご説明した内容と同様の事業につきましては、説明を省略させていただきます。

4つ飛びまして、市民健康まつり開催事業費（都賀）につきましては、市民の健康づくりを積極的に推進するため、まるまるまるごとつがまつりにおいて健康相談や体験を通して健康チェックを行う事業を開催した際の消耗品費等であります。

2つ飛びまして、健康増進事務費（西方）につきましては、臨時職員1名分の賃金が主なものであります。

次の健康教育、相談事業費（西方）につきましては、臨時栄養士1名分の賃金が主なものであります。

次のページ、上から3行目、ふれあい健康福祉まつり開催事業費（岩舟）につきましては、健康と福祉及び環境に関する意識を高めるために健康福祉・環境まつりを開催したもので、テント等の借上料や幼稚園児等参加記念品代の報償費が主なものであります。

続きまして、2目予防費であります。備考欄上から3行目、狂犬病予防事業費（栃木）につきましては、栃木県獣医師会に対する狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務委託料が主なものであります。

1つ飛びまして、新型インフルエンザ対策事業費につきましては、手指消毒薬購入の医薬材料費や使用期限切れ消毒薬廃棄処理委託料が主なものであります。

次の結核検診事業費につきましては、大平、藤岡、都賀、岩舟地域において65歳以上の方を対象に結核検診を実施したもので、検診委託料が主なものであります。

1つ飛びまして、狂犬病予防事業費（大平）から、同じく（藤岡）（都賀）（西方）（岩舟）につきましては、狂犬病予防注射通知の郵送料及び畜犬登録事務用消耗品費が主なものであります。

続きまして、3目環境衛生費についてであります。次のページ、279ページ、備考欄の3事業目、環境課一般経常事務費につきましては、臨時職員賃金、市有墓地管理人121名分の報酬及びクールシェア、ウォームシェア事業広報周知用のぼり旗、看板作成委託料が主なものであります。

次のエネルギー使用量管理業務委託費につきましては、省エネルギー法に基づくエネルギー使用合理化のための管理基準作成等に係る業務委託料であります。

次のマイバッグ持参運動事業費につきましては、マイバッグ推進キャンペーンの啓発用消耗品費や3Rポスターコンクールの報償費が主なものであります。

次の聖地公園管理費（栃木）につきましては、公園内の芝生管理業務等の委託料が主なものであります。

次の聖地公園管理基金積立金につきましては、聖地公園の大規模な補修、改修に備えるための基金積立金であります。

次の専用水道事業等委託費につきましては、栃木県から権限移譲された水道法に規定する簡易水道及び専用水道等に係る届け出や検査等の事務を水道課に委託しているものであります。

次の地域クリーン推進員事業費につきましては、各地域クリーン推進員への報酬及び地域クリーン推進員連合会への交付金であります。

2つ飛びまして、再生可能エネルギー普及促進基金積立金につきましては、屋根貸し事業の施設使用料収入相当分を基金に積み立てたものであります。

次の環境衛生事務費（大平）につきましては、事務用消耗品代及び特定非営利活動法人太平山南山麓友の会への補助金が主なものであります。

次の環境衛生事務費（藤岡）につきましては、事務用消耗品であります。

次の墓地管理費（藤岡）につきましては、市営中根墓地、太田墓地の除草委託料が主なものであります。

次からは、（都賀）（西方）（岩舟）の事業となりますが、（藤岡）でご説明した内容と同様の事業につきましては、説明を省略させていただきます。

次の環境衛生事務費（都賀）につきましては、市有墓地の管理人報酬が主なものであります。

次の聖地公園管理費（都賀）につきましては、墓園部清掃及び芝、樹木等の管理委託料が主なものであります。

以上で保健衛生総務費、予防費、環境衛生費の説明を終わります。

○委員長（平池紘土君）　続きまして、若菜斎場整備室長。

○斎場整備室長（若菜　博君）　続きまして、280、281ページをお開きください。4款1項4目斎場費の所管関係分につきましてご説明いたします。

備考欄2行目、斎場管理運営委託事業費につきましては、臨時作業員3名分の賃金、斎場管理運営委託料が主なものであります。

次の佐野地区衛生施設組合斎場負担金につきましては、藤岡、岩舟地域の斎場事務を佐野地区衛生施設組合で実施する費用の負担金であります。

続いて、4款1項5目公害対策費をご説明します。1行目の公害対策費（栃木）につきましては、

自動車騒音常時監視業務等の委託料が主なものであり、権限移譲により、平成24年度から自動車の騒音を測定し、結果を国へ報告しているものであります。

次の水質調査事業費（栃木）につきましては、栃木市内全域の河川や地下水の水質調査の委託料が主なものであります。

次の合併処理浄化槽設置補助事業費から浄化槽台帳整備事業費につきましては、他の委員会の所管になります。

次の公害対策費（大平）につきましては、油吸着材の購入代が主なものであります。

次の水質調査事業費（大平）につきましては、地下水モニタリング調査16カ所の業務委託料であります。

次の公害対策費（藤岡）につきましては、消耗品が主なものであります。

次の水質調査事業費（藤岡）につきましては、一般廃棄物最終処分場の地下水及び放流水等の水質調査業務委託料であります。

続きまして、282、283ページをお開きください。公害対策費（都賀）につきましては、事務用消耗品が主なものであります。

次の公害対策費（西方）につきましても、事務用消耗品等であります。

続いて、4款1項6目保健施設費をご説明いたします。備考欄4行目の栃木保健福祉センター管理運営費につきましては、保健福祉センターの管理運営に係る経費であります。内訳の施設管理委託料は、エレベーターや自動ドアの保守点検及び警備業務に係る業者への委託料であります。

清掃等業務委託料は、常駐清掃業務や定期清掃業務の委託料であります。

不動産賃借料は、保健福祉センター駐車場用地3,237平方メートルの土地借上料であります。

次の藤岡保健福祉センター管理運営費につきましては、管理運営に関する光熱水費及び委託料が主なものです。

次の都賀保健センター管理運営費につきましては、臨時職員1名分の賃金や警備業務委託料及び保健センター栄養指導室の給水管修繕工事が主なものであります。

次の西方保健センター管理運営費につきましては、西方保健センターの管理運営に係る経費でありまして、夜間警備や清掃業務等の委託料が主なものであります。

以上で4款1項4から6目の説明を終了いたします。

○委員長（平池紘士君） 金子環境課長。

○環境課長（金子一彦君） 続きまして、2項1目の清掃総務費の所管部分であります。ページは同じ282、283ページです。備考欄2行目の環境美化対策事業費（栃木）につきましては、環境美化キャンペーンに要する経費や不法投棄禁止用プレート作製委託料が主なものであります。

次の不法投棄監視事業費につきましては、不法投棄のパトロールや回収を行う監視員の報酬が主なものであります。

続きまして、284、285ページをお開きください。2目塵芥処理費の所管部分の主なものについてご説明いたします。備考欄2行目のバイオ式生ごみ処理機管理費につきましても、栃木地域の4つの小学校、第三小、第四小、第五小、千塚小に設置しておりますバイオ式生ごみ処理機の保守点検委託料及び修繕料であります。

次の生ごみ減量化補助金につきましては、生ごみを自家処理するためのコンポスト容器や電気式生ごみ処理機などの設置に対する補助金であります。

次の資源物回収活動団体支援事業費につきましては、資源物回収活動を実施したPTA等の140団体に対する報奨金が主なものであります。

次のごみ直営収集事業費につきましては、環境課が直接回収を行っている美化活動などのごみの収集等に係る燃料費や修繕料が主なものであります。

次のごみ委託収集事業費（栃木）、以下、同じ事業の285ページ、下から2行目の（大平）と、次のページ、287ページ上段の（藤岡）（都賀）（西方）（岩舟）につきましては、一般家庭から排出されるごみの収集等委託料が主なものであります。

ページを戻りまして、285ページの中段、備考欄7つ目のごみ収集周知事業費（栃木）につきましては、ごみ収集カレンダーの作成及び広報とちぎへの折り込み手数料が主なものであります。

次の災害等廃棄物処理委託費につきましては、昨年8月10日の突風災害の際に、都賀地域で発生した災害廃棄物処理委託費になります。

次のとちぎクリーンプラザ管理運営委託事業費ですが、1行目、臨時職員賃金につきましては、クリーンプラザにおいて再生可能な粗大ごみを再生品として修理する臨時職員2名分の賃金であります。

次に、管理運営委託料につきましては、平成18年度から実施しておりますとちぎクリーンプラザ包括的業務委託事業に係る委託料であります。

次の財産等管理業務委託料につきましては、旧南部清掃工場除草業務及びクリーンプラザ管理等清掃業務を委託したものであります。

次の最終処分業務委託料ですが、燃やすごみ、あるいは燃やさないごみを処分した際に生じる残渣の運搬処分に要する委託料であります。

次の処理困難物処理業務委託料につきましては、クリーンプラザで処理困難な粗大ごみや乾電池、蛍光灯等の有害ごみの運搬処分を委託したものであります。

次の各種資源化処理業務委託料につきましては、クリーンプラザに搬入されました空き瓶等の資源物を手選別により処理した際に生じるガラス残渣等の資源化に要する委託料であります。

次の周辺環境分析業務委託料につきましては、クリーンプラザの施設稼働に伴う周辺地域の空気、水質、土壌への影響を調査するのに要した委託料であります。

次の2つの広域承継分につきましては、合併前に栃木地区広域行政事務組合で処理された平成

26年3月分の管理運営委託料及び最終処分業務委託料であります。

続きまして、3目し尿処理費についてご説明いたします。次のページをお開きください。286、287ページです。備考欄1行目、し尿収集事業費につきましては、遠距離世帯、ここでは寺尾地区くみ取り世帯を指しますが、120世帯におけるし尿収集業者の運営に要する経費を交付金として交付したものです。

次の公衆便所管理費につきましては、万町の公衆便所及び栃木駅高架下公衆便所の管理に係る維持補修費及び委託料が主なものであります。

次の佐野地区衛生施設組合し尿処理負担金につきましては、藤岡、岩舟のし尿処理を佐野地区衛生施設組合で実施する費用の栃木市分負担金であります。

最後の行になります。衛生センター管理運営委託事業費につきましては、栃木、大平、都賀及び西方地域から搬入された年間2万5,611キロリットルのし尿処理に要した費用であり、管理運営委託料が主なものであります。

以上で4款の説明を終わります。

次に、360、361ページをお開きください。10款1項3目教育振興費の所管部分についてご説明いたします。

3行目の幼稚園障がい児教育補助金につきましては、市内の幼稚園で受け入れた障がい児が1名であった幼稚園2園に対し、幼児教育を充実させるため、担当する職員に係る経費の一部を助成したものであります。

次の幼稚園就園奨励費補助事業費につきましては、児童が幼稚園に通園する保護者の経済的負担を軽減するため、所得等に応じ、保育料の一部を助成する幼稚園就園奨励費補助金が主なものでありまして、児童2,441名分であります。

次の幼稚園教育助成補助金につきましては、市内にある幼稚園16園に対し、幼稚園の教育振興を図るため、その目的に要する経費の一部として、1園当たり30万円の補助を行った幼稚園教育助成補助金と、幼稚園における預かり保育等、子育て支援事業の振興のため、1園につき50万円の補助を行った幼稚園子育て支援事業費補助金であります。

次の幼稚園アレルギー疾患対応事業費につきましては、幼稚園における食物アレルギーに適切に対応するため、医師が作成する生活管理指導表の作成料に対する助成金であります。

続きまして、374、375ページをお開きください。10款4項1目幼稚園費の所管部分についてご説明いたします。説明欄3行目の認定西方なかよしこども園（幼稚園）運営費につきましては、西方幼稚園の運営に必要な管理運営費でありまして、臨時保育士1名及び臨時調理員1名分の賃金が主なものであります。

続きまして、376、377ページをお開きください。10款5項1目社会教育総務費の所管関係部分についてご説明いたします。備考欄3行目の人権同和教育事業費につきましては、市内12カ所の集会

所で実施いたしました各種教室に係る講師謝礼などの報償金が主なものであります。

次に、皆川城内集会所管理費から10行下の下津原集会所管理費までの11カ所の集会所管理費につきましては、各施設における電気料、水道料及び施設の管理業務委託などの維持管理費用であります。

以上で一般会計歳出の所管関係部分の説明を終わります。

○委員長（平池紘士君） ありがとうございます。

ここで、議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦勞さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（平池紘士君） 続きまして、岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸 千賀子君） 続きまして、歳入の所管関係部分についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書84、85ページをお開きください。12款1項2目1節社会福祉費負担金であります。備考欄1行目、老人保護措置負担金につきましては、養護老人ホーム9施設に措置した80人の方の本人分措置費負担金であります。

次の在宅老人短期入所負担金につきましては、養護老人ホームあずさの里を利用した実人員10人、延べ日数136日分の短期入所負担金であります。

次の緊急ホームヘルパー派遣負担金（栃木）につきましては、栃木地域で緊急ホームヘルパーを利用した実人員8人分のヘルパー利用負担金であります。

次の軽度生活援助員派遣負担金につきましては、軽度生活援助員を利用した実人員151人分の負担金であります。

次の配食サービス負担金につきましては、配食サービスを利用した実人員530人分の利用者負担金であります。

次の緊急ホームヘルパー派遣負担金（西方）につきましては、西方地域で緊急ホームヘルパーを利用した実人員2人分のヘルパー利用負担金であります。

次に、2節児童福祉費負担金であります。備考欄1行目、学童保育事業費負担金につきましては、放課後に保護者等がない家庭の小学校児童を対象に実施しました学童保育利用者の保護者負担金であります。

次の学童保育事業負担金滞納繰越分につきましては、学童保育を利用した児童の過年度分の保護者負担金であります。

次の保育所児童保育費負担金につきましては、市内公立保育園に入所する児童延べ1万114名分の保育料であります。

次の民間保育所等児童保育費負担金につきましては、市内民間保育園及び市外保育園に入所する児童延べ7,708名分の保育料であります。

次の保育所受託児童保育費負担金につきましては、保護者の勤務先が栃木市にあるなどの理由に

より、市外から本市の保育園に受け入れた入所児童延べ94名分の保育料であります。

次の民間保育所等児童保育費負担金（岩舟町承継）につきましては、旧岩舟町の民間保育園に入所する児童の平成25年度分の保育料であります。

次の保育所児童保育費負担金滞納繰越分につきましては、公立保育園に入所する児童の過年度分保育料であります。

次の民間保育所等児童保育費負担金滞納繰越分につきましては、民間保育園に入所する児童の過年度分保育料であります。

86、87ページをお開きください。次の保育所児童保育費負担金延長保育分につきましては、公立保育園で延長保育を利用した児童延べ6,395名分の延長保育料であります。

次の保育所児童保育費負担金一時預かり利用分につきましては、公立保育園で一時預かり保育を利用した児童延べ1,147名分の利用料であります。

次の民間保育所等児童保育費負担金休日保育分につきましては、民間保育園1園で実施しております休日保育を利用した児童延べ46名分の休日保育料であります。

88、89ページをお開きください。13款1項1目総務使用料であります。備考欄の下から4行目、真名子夢ホール敷地使用料につきましては、真名子夢ホール敷地内にあります電話柱等3本分及び郵便ポスト1台分の敷地使用料であります。

次の真名子夢ホール使用料につきましては、真名子夢ホール9件分の施設使用料であります。

次に、2目1節社会福祉使用料であります。備考欄、大平隣保館使用料につきましては、施設の使用料であります。

90、91ページをお開きください。備考欄1行目、老人福祉センター行政財産使用料につきましては、老人福祉センター3園の売店使用料と、長寿園、泉寿園敷地内の電柱の敷地使用料であります。

次の大平地域福祉センター敷地使用料、渡良瀬の里敷地使用料、都賀老人憩いの家等敷地使用料につきましても、電柱の敷地使用料であります。

次の西方さくらホーム行政財産使用料につきましては、西方さくらホームの建物の一部を使用するシルバー人材センター西方事務所及び小倉堰土地改良区の使用料であります。

次の小野寺ふれあい館使用料につきましては、ふれあい館にあります交流室の施設使用料であります。

次の小野寺ふれあい館敷地使用料につきましては、自動販売機使用料が主なものであります。

次の岩舟健康福祉センター行政財産使用料につきましては、岩舟健康福祉センターに設置してあります自動販売機設置料及び施設使用料であります。

次の小野寺ふれあい館敷地使用料（岩舟町承継）につきましては、自動販売機の電気使用料であります。

次に、2節児童福祉使用料であります。備考欄の児童福祉施設敷地使用料（こども課）から大平

こどもセンター敷地使用料につきましては、各施設内にある電柱の敷地使用料であります。

次に、3目1節保健衛生使用料であります。備考欄1行目、斎場使用料（栃木）につきましては、市外の方の火葬場使用及び市内、市外の方の待合室の使用料でありまして、合わせて1,365件であります。以下、同じ項目の（大平）につきましては29件、（藤岡）9件、（都賀）39件、（西方）27件、（岩舟）16件であります。

次の霊柩自動車使用料（栃木）につきましては、往路、復路の霊柩自動車使用料でありまして、合わせて2,246件分の使用料であります。以下、同じ項目の（大平）につきましては29件、（藤岡）4件、（都賀）64件、（西方）33件、（岩舟）16件であります。

次の聖地公園永代使用料（栃木）につきましては、聖地公園の墓所6区画分の永代使用料であります。

次の衛生施設敷地使用料につきましては、聖地公園や斎場等における東京電力及びN T T東日本の電柱等の敷地使用料であります。

次の栃木保健福祉センター使用料につきましては、社会福祉協議会の事務室使用料が主なものであります。

次の急患センター敷地等使用料につきましては、施設内にあります電柱6本、支線2本、ポスト1個分の敷地使用料であります。

次の栃木保健福祉センター太陽光発電施設屋根貸出し使用料につきましては、太陽光発電促進に伴う栃木保健福祉センター屋根貸し出しに係る使用料であります。

92、93ページをお開きください。備考欄1行目、とちぎメディカルセンター新病院建設用地敷地使用料につきましては、新病院の建設敷地内に設置されております東京電力の電柱の敷地使用料であります。

2行飛びまして、墓地永代使用料（藤岡）につきましては、市営墓地18区画分の永代使用料であります。

また、2行飛びまして、藤岡保健福祉センター使用料につきましては、調理実習室の使用料であります。

また、2行飛びまして、都賀保健センター敷地等使用料につきましては、東京電力電柱及びN T T電話柱の敷地使用料であります。

100、101ページをお開きください。13款1項9目4節幼稚園使用料であります。備考欄の市立幼稚園使用料（西方）につきましては、西方幼稚園に入園している児童延べ557名分の保育料であります。

次に、6節社会教育使用料であります。備考欄1行目、集会所使用料及び5行目の集会所使用料（岩舟）につきましては、施設の使用料であります。

次の2行目から4行目までの集会所敷地使用料、西根南集会所敷地使用料及び下津原集会所敷地

使用料につきましては、電柱等設置に係る敷地使用料であります。

108、109ページをお開きください。次に、2項1目3節戸籍住民基本台帳手数料であります。備考欄1行目、戸籍手数料（栃木）につきましては、戸籍事務に伴う戸籍謄抄本等の交付手数料でありまして、交付件数は3万8,121件であります。以下、同じ項目の（大平）につきましては5,446件、（藤岡）4,456件、（都賀）2,542件、（西方）1,393件、次ページにまたがって記載されております（岩舟）3,929件であります。

次の住民基本台帳手数料（栃木）につきましては、住民票の写し等の交付手数料でありまして、交付件数は5万2,646件であります。以下、同じ項目の（大平）につきましては1万2,059件、（藤岡）6,244件、（都賀）4,214件、（西方）2,208件、次ページにまたがって記載されております（岩舟）6,983件であります。

次の印鑑証明等手数料（栃木）につきましては、印鑑登録、印鑑証明の手数料でありまして、交付件数は2万9,416件であります。以下、同じ項目の（大平）につきましては9,604件、（藤岡）5,395件、（都賀）3,654件、（西方）1,972件、次ページにまたがって記載されております（岩舟）5,903件であります。

次の臨時運行手数料（栃木）につきましては、仮ナンバーを貸与した手数料でありまして、取り扱い件数は670件であります。以下、同じ項目の（大平）につきましては250件、（藤岡）168件、（都賀）260件、（西方）100件、次ページにまたがって記載されております（岩舟）294件であります。

次の諸証明手数料（栃木）につきましては、身分証明、不在住証明等の交付手数料でありまして、交付件数は1,117件、以下、同じ項目の（大平）につきましては227件、（藤岡）143件、（都賀）105件、（西方）36件、次ページにまたがって記載されております（岩舟）142件であります。

110、111ページをお開きください。次に、2目1節保健衛生手数料であります。備考欄1行目、土砂等の埋立て等事業許可申請手数料につきましては、4件分の申請手数料であります。

次の犬の登録手数料（栃木）につきましては、犬の新規登録及び鑑札再交付の手数料でありまして、交付件数は320件であります。以下、同じ項目の（大平）につきましては108件、（藤岡）58件、（都賀）56件、（西方）25件で（岩舟）56件であります。

次の狂犬病予防注射済票交付手数料（栃木）につきましては、狂犬病予防注射済票の交付及び再交付手数料でありまして、交付件数は合わせて3,148件であります。以下、同じ項目の（大平）につきましては1,125件、（藤岡）735件、（都賀）632件、（西方）375件、（岩舟）738件であります。

次に、2節清掃手数料であります。備考欄の聖地公園墓所管理手数料（栃木）につきましては、栃木市聖地公園の墓所2,234区画分の管理手数料であります。

次の犬猫死体処理手数料（栃木）につきましては、飼い犬、飼い猫などの死体の処理手数料でありまして、合わせて53件であります。以下、次ページにまたがって記載されております同じ項目の（大平）につきましては2件、（藤岡）1件、（岩舟）1件であります。

次の一般廃棄物処理業許可申請手数料につきましては、一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可申請手数料31件分であります。

次に、112、113ページをお開きください。備考欄1行目、粗大ごみ収集手数料（栃木）につきましては、一般家庭から排出される粗大ごみ1,425件の収集手数料であります。以下、同じ項目の（大平）につきましては668件、（藤岡）454件、（都賀）117件、（西方）54件、（岩舟）369件であります。

次の廃棄物処理手数料につきましては、直接とちぎクリーンプラザに搬入されました4万1,580件分の廃棄物処理手数料収入であります。

次の廃棄物処理手数料（広域承継）につきましては、合併前の栃木地区広域行政事務組合から154件分の廃棄物処理手数料収入の承継分であります。

次の聖地公園墓所管理手数料滞納繰越分（栃木）につきましては、滞納になっていた清掃手数料であります。

4行飛ばしまして、次の墓地管理手数料（藤岡）は、市営墓地326件分の管理手数料であります。

次の聖地公園墓所管理手数料（都賀）につきましては、墓所463区画分の管理手数料であります。

114、115ページをお開きください。次に、7目1節社会福祉手数料であります。備考欄の社会福祉法人関係証明手数料につきましては、社会福祉法人が社会福祉事業の用に供する土地及び建物の所有権の取得登記にかかわる登録免許税の非課税措置を受けることの証明手数料であります。

116、117ページをお開きください。14款1項1目1節社会福祉費負担金であります。備考欄1行目、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、低所得者の保険税軽減における保険者支援分に対する2分の1の国庫負担金であります。

次の特別障がい者手当等給付費負担金につきましては、障がい者が重複する重度の障がい者に支給しております特別障がい者手当等に対する4分の3の国庫負担金であります。

次の障がい者自立支援費負担金につきましては、障がい者自立支援費に対する2分の1の国庫負担金であります。

次に、2節児童福祉費負担金であります。備考欄1行目、母子生活支援施設措置費負担金につきましては、母子生活支援施設に入所した方の措置費に対する国庫負担金であります。

次の児童手当費負担金につきましては、児童手当の扶助費分に対する国庫負担金であります。

次の児童扶養手当給付費負担金につきましては、児童扶養手当給付に対する国庫負担金であります。

次の保育所運営費負担金につきましては、民間保育園に入所する児童の保育に要した費用に対する国庫負担金であります。

次に、3節生活保護費負担金であります。備考欄の生活保護費等負担金につきましては、生活扶助や医療扶助などとして支給しました生活保護費に対する4分の3の国庫負担金であります。

次に、2目1節保健衛生費負担金であります。備考欄の未熟児養育医療費負担金につきましては、

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費の一部を公費負担するもので、その国庫負担金であります。

118、119ページをお開きください。2項1目1節社会福祉費補助金であります。備考欄1行目、地域生活支援事業費等補助金につきましては、障がい者の日中一時支援事業費、日常生活用具給付等事業費等に対する2分の1の国庫補助金であります。

次の臨時福祉給付事業費補助金につきましては、臨時福祉給付金給付事業に対する10分の10の国庫補助金であります。

次の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金につきましては、既存施設のスプリンクラー整備補助及び特別養護老人ホーム等の整備、法人に対する開設準備経費の国庫補助金であります。

次に、2節児童福祉費補助金であります。備考欄1行目、子育て世帯臨時特例給付金給付事業補助金につきましては、子育て世帯臨時特例給付金給付事業に対する国庫補助金であります。

次の保育緊急確保事業費補助金（こども課）につきましては、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、地域子育て支援拠点事業に対する国庫補助金であります。

次の母子家庭等対策総合支援事業費補助金につきましては、母子家庭高等技能訓練促進費等に対する国庫補助金であります。

次の保育緊急確保事業費補助金（保育課）につきましては、民間保育所の保育士等処遇改善及び一時預かり事業を実施する保育所に対する国庫補助金であります。

次の保育緊急確保事業費補助金（健康増進課）につきましては、乳児家庭全戸訪問事業に係る補助金で、3分の1の補助であります。

次に、3節生活保護費補助金であります。備考欄の生活保護費補助金につきましては、生活保護実施のための一般経常事務費に対する国庫補助金であります。

次に、2目1節保健衛生費補助金であります。備考欄1行目、災害等廃棄物処理事業補助金につきましては、平成26年8月10日の突風により被害を受けた際の災害廃棄物処理に対する国庫補助金であります。

次のがん検診推進事業費補助金につきましては、子宮頸がん検診、乳がん検診の未受診者の対象とした検診費用及び5歳刻みの節目の方を対象とした大腸がん検診費用に対する補助金で、2分の1の補助であります。

122、123ページをお開きください。次に、5目1節教育総務費補助金であります。備考欄1行目、幼稚園就園奨励費補助金につきましては、幼稚園に幼児が就園している世帯の保育料の保護者負担を軽減するための国庫補助金であります。

次の幼稚園就園奨励費補助（岩舟町承継）につきましては、旧岩舟町の平成25年度分の国庫補助

金であります。

124、125ページをお開きください。次に、3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金であります。備考欄の中長期在留者住居地届出等事務委託金につきましては、外国人の住居地届け出等に関する事務の取り扱いに対する国からの委託金であります。

次に、2目1節社会福祉費委託金であります。備考欄1行目、国民年金事務委託金につきましては、国民年金事務費の委託金であります。

次の福祉年金事務委託金につきましては、福祉年金等事務費の委託金であります。

次の国民年金協力連携事務委託金につきましては、国民年金事務の協力や連携に係る委託金であります。

次に、2節児童福祉費委託金であります。備考欄の特別児童扶養手当等事務委託金につきましては、中度または重度の障がい児を監護する保育者に支給しております特別児童扶養手当の認定請求等の事務取り扱いに対する国庫委託金であります。

以上で14款国庫支出金までの説明を終わらせていただきます。

○委員長（平池紘土君） 続きまして、藤田社会福祉課長。

○社会福祉課長（藤田正人君） それでは、続きまして、128、129ページをお開きください。15款1項1目1節の社会福祉費負担金であります。備考欄1行目、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、低所得者の保険税軽減分に対する4分の3及び保険者支援分に対する4分の1の県負担金であります。

次の後期高齢者医療基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療保険料の低所得者軽減措置に対する4分の3の県負担金であります。

次の障がい者自立支援費負担金につきましては、障がい者自立支援費に対する4分の1の県負担金であります。

次に、2節の児童福祉費負担金であります。備考欄1行目、母子生活支援施設措置費負担金につきましては、母子生活支援施設に入所した方の措置費に対する4分の1の県負担金であります。

次の児童手当費負担金につきましては、児童手当の扶助費分に対する県負担金であります。負担割合は、ゼロから3歳未満の被用者の場合45分の4、それ以外が6分の1となります。

次の保育所運営費負担金につきましては、民間保育園に入所する児童の保育に要した費用に対する県負担金であります。

次に、3節の生活保護費負担金であります。備考欄、生活保護費負担金につきましては、居住地がないか、または明らかでない被保護者の生活保護費に対する4分の1の県負担金であります。

次に、2目1節の保健衛生費負担金であります。備考欄、未熟児養育医療費負担金につきましては、身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費の一部を公費負担するもので、その県負担分であります。

続きまして、2項1目1節の総務管理費補助金であります。130、131ページをお開きください。備考欄3行目、消費者行政活性化事業費補助金につきましては、消費者被害の未然防止、被害の拡大防止等の消費者行政のさらなる充実、強化を図るためのもので、消費生活相談体制整備並びに啓発事業等に対する県の地方消費者行政活性化基金からの補助金であります。

次の市町村生活交通活性化事業費補助金につきましては、ふれあいバス及び歳タク運行に対する県補助金であります。

次に、2目1節の社会福祉費補助金であります。備考欄1行目、重度心身障がい者医療費補助金につきましては、重度心身障がい者医療費助成事業に対する2分の1の県補助金であります。

次の重度心身障がい者医療費補助金（岩舟町承継）につきましては、合併に伴います旧岩舟町分の同様の県補助金であります。

次の隣保館運営等事業費補助金につきましては、大平隣保館及び厚生センターの運営費等に対する国と県からの地域改善事業費補助金であります。

次の地域生活支援事業費等補助金につきましては、日中一時支援事業費、日常生活用具給付等事業等に対する4分の1の県補助金であります。

次の育成医療費補助金につきましては、平成25年度より権限移譲された医療助成制度で、県独自助成を引き継ぎ、平成26年度につきましては3分の2の県補助金であります。

次の難聴児補聴器購入費等補助金につきましては、軽度・中等度難聴児補聴器購入費に対する3分の1の県補助金であります。

次の在宅福祉事業費補助金につきましては、老人クラブや老人クラブ連合会の活動等に対する県補助金であります。

次の介護基盤緊急整備等臨時特例交付金につきましては、地域密着型特別養護老人ホームの整備補助、既存施設のスプリンクラー整備補助及び特別養護老人ホーム等の整備法人に対する開設準備経費の県補助金であります。

次の低所得者利用者負担対策事業費補助金につきましては、生計が困難な方に対して、訪問介護、通所介護、短期入所、特養入所等の社会福祉法人等が実施する介護保険サービス利用者負担額軽減に対する県補助金であります。

次の介護施設開設準備経費助成特別対策事業交付金につきましては、施設整備法人に対する開設準備経費の県補助金で、平成25年度整備繰り越し分に対する県補助金であります。

次に、2節の児童福祉費補助金であります。備考欄1行目、こども医療対策費補助金につきましては、こども医療費助成事業の未就学児の現物給付に対する2分の1、市独自での現物給付に対する4分の1の県補助金であります。

次の妊産婦医療対策費補助金につきましては、妊産婦医療費助成事業に対する2分の1の県補助金であります。

次のひとり親家庭医療費補助金につきましては、ひとり親家庭医療費助成事業に対する2分の1の県補助金であります。

次のこども医療対策費補助金（岩舟町承継）、132ページ、133ページ、備考欄1行目、妊産婦医療対策費補助金（岩舟町承継）、次のひとり親家庭医療費補助金（岩舟町承継）につきましても、合併に伴います旧岩舟町分の各事業に対する県補助金であります。

次の子育て世帯臨時特例給付金給付事業補助金につきましては、子育て世帯臨時特例給付金事業に対する10分の10の県補助金であります。

次の子育て総合支援事業費補助金につきましては、学童保育事業運営費に対する3分の2の県補助金であります。

次の安心こども特別対策事業費補助金（こども課）（岩舟町承継）につきましては、保育緊急確保事業費補助金への移行分である乳児家庭全戸訪問事業（岩舟町承継）に対する3分の1の県補助金であります。

次の保育緊急確保事業費補助金（こども課）につきましては、養育支援訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、地域子育て支援拠点事業に対する3分の1の県補助金であります。

次の安心こども特別対策事業費補助金（保育課）につきましては、ぬまわだ及び大平東保育園の統合保育園として整備された民間保育園への施設整備に係る県補助金であります。

次の保育緊急確保事業費補助金（保育課）につきましては、民間保育所の保育士等処遇改善及び一時預かり事業を実施する保育所に対する県補助金であります。

次の特別保育事業等推進費補助金につきましては、1歳児保育担当保育士や調理員の増員のための県特別保育事業や病後児保育、延長保育、休日保育実施のための保育対策等促進事業及び認可外保育施設運営のための民間育児サービス事業等に係る県補助金であります。

次の第3子以降保育料免除事業費補助金につきましては、保育園に通う18歳未満の児童が3人以上いる世帯で、そのうち3人目以降で3歳未満児の保育料減免に対する県補助金であります。

次の特別保育事業等推進費補助金（岩舟町承継）及び第3子以降保育料免除事業費補助金（岩舟町承継）につきましても、旧岩舟町に係る平成25年度分の県補助金であります。

次の保育緊急確保事業費補助金（健康増進課）につきましては、乳児家庭全戸訪問事業に係る3分の1の県補助金であります。

次に、3節の生活保護費補助金であります。備考欄、栃木県緊急雇用創出事業補助金につきましては、生活困窮者自立促進支援モデル事業、自立支援プログラム策定実施推進事業、住宅支援給付事業等に対する10分の10の県補助金であります。

次に、3目1節の保健衛生費補助金であります。備考欄1行目、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費補助金につきましては、平成26年度から国の事業組み替えにより難病患者等居宅生活支援事業費補助金から変更になったもので、小児慢性特定疾病に罹患している児童に対し、日常

生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする事業で、2分の1の県補助金であります。

次の健康増進事業費補助金につきましては、健康増進法に基づく保健事業に対する県補助金であります。

次の自殺対策緊急強化事業補助金につきましては、自殺予防事業費に対する10分の10の県補助金であります。

134、135ページをお開きください。備考欄1行目、予防接種事故処理費補助金につきましては、種痘予防接種による健康被害者に対する障がい年金等に係る4分の3の補助金であります。

次の病院群輪番制病院運営費補助金につきましては、2次救急医療の需要に応えるため実施される病院群輪番制病院運営事業に対する補助金で、基準額が1単位3万円で、休日72日、夜間365日の計437単位分であります。

次の小児二次救急医療支援事業補助金につきましては、栃木、鹿沼医療圏における小児二次救急病院である獨協医科大学病院への助成額に対する3分の2の県補助金であります。

次の未熟児養育医療費補助金につきましては、未熟児養育医療において、世帯の所得税額に応じて生じる医療費の自己負担額に対する県補助であります。

次の自殺対策緊急強化事業補助金（岩舟町承継）につきましては、旧岩舟町において平成25年度に実施した自殺予防事業費に対する県補助金であります。

続きまして、136、137ページをお開きください。下段です。6目1節の教育総務費補助金であります。備考欄1行目、幼稚園第二子等保育料減免事業費補助金（岩舟町承継）につきましては、幼稚園に同時就園する第2子以降の園児の保育料減免事業に対する平成25年度旧岩舟町分の県補助金であります。

続きまして、138、139ページをお開きください。3項1目2節の戸籍住民基本台帳費委託金であります。備考欄上、人口動態統計事務費委託金につきましては、人口動態統計事務に対する県からの委託金であります。

続きまして、140ページ、141ページをお開きください。中段記載、2目1節の社会福祉費委託金であります。備考欄、人権啓発推進事業委託金につきましては、住民の人権意識の高揚を図ることを目的とした人権講演会及び児童が協力しながら花を育てることで、優しさや思いやりの気持ちを感じながら、人権を大切にすることを成長させることを目的とした人権の花運動に対する県からの事業委託金であります。

続きまして、142ページ、143ページをお開きください。16款1項1目1節の土地建物貸付収入であります。備考欄上から6つ目、広告モニター設置収入（市民生活課）につきましては、本庁舎2階の市民生活課及び保険医療課に設置されている広告モニターの広告放映料、公有財産使用料及び電気料であります。

次の大平隣保館自動販売機設置収入につきましては、大平隣保館に設置している自動販売機の設置使用料及び電気料であります。

続きまして、146、147ページをお開きください。備考欄中段記載の渡良瀬の里自動販売機設置収入につきましては、渡良瀬の里に設置している自動販売機の設置使用料及び電気料であります。

4つ飛びまして、都賀保健センター自動販売機設置収入につきましても、都賀保健センターに設置している自動販売機の設置使用料及び電気料であります。

続きまして、148、149ページをお開きください。2目1節の利子及び配当金であります。備考欄中段記載の印紙等購買基金利子、聖地公園管理基金利子、再生可能エネルギー普及促進基金利子、地域福祉基金利子、罹災救助基金利子、保護費即時払基金利子、地域医療対策基金利子、それぞれ7つありますが、それぞれの基金に対する預金利子であります。

続きまして、少し飛びまして、152、153ページをお開きください。17款1項3目1節の社会福祉寄附金であります。備考欄、社会福祉振興寄附金につきましては、市民や団体、またふるさと納税等による寄附金で、地域福祉基金に積み立てをしたものであります。

次に、2節の交通安全対策寄附金であります。備考欄、交通安全対策寄附金につきましては、交通安全を目的とする1企業からの寄附金であります。

以上で17款1項3目民生費寄附金までの説明は終わります。

○委員長（平池紘土君） 続きまして、福原地域医療対策室長。

○地域医療対策室長（福原 誠君） それでは、続きましてご説明をさせていただきます。同じ152、153ページの17款1項4目1節保健衛生費寄附金になりますが、備考欄の地域医療対策寄附金につきましては、地域医療の充実や強化に寄与したいとの趣旨でいただいた寄附金を受け入れたものであります。

続きまして、156、157ページをお開きください。中ほどの18款1項3目1節介護保険特別会計繰入金につきましては、平成25年度一般会計繰入金の精算確定に伴い、繰り出し超過分を繰り入れたものであります。

次のページをお開きください。中ほどの18款2項5目1節地域福祉基金繰入金につきましては、地域福祉事業の実施のため、基金条例に基づき一般会計へ繰り入れたものであります。

次のページをお開きください。上から3つ目の11目1節地域医療対策基金繰入金につきましては、地域医療の充実及び強化を図るための事業費用として、同基金から一般会計に繰り入れを行ったものであります。

続きまして、164、165ページをお開きください。中ほどの20款3項1目1節老人保健施設整備貸付金元金収入につきましては、老人保健施設整備に係る貸付金に対する返還分であります。

次の2目1節とちぎメディカルセンター運転資金貸付金元金収入につきましては、とちぎメディカルセンター下都賀総合病院に対する単年度の運転資金貸付制度に伴い、年度末に貸付金を全額返

済いただいたものであります。

続きまして、168、169ページをお開きください。20款5項5目の雑入になります。まず、下から2段目の1節印紙等売捌手数料（栃木）（都賀）につきましては、本庁、都賀総合支所それぞれの窓口で旅券申請に必要な収入印紙等を売りさばいた際に郵便局などから支払われる手数料であります。

次に、2節の雑入になりますが、次のページをお開きください。一番下になります。仮ナンバー弁償金等（市民生活課）につきましては、自動車の臨時運行を許可する際に貸し出すナンバープレートを紛失した者から徴収する弁償金であります。

次のページをお開きください。一番上の蔵タク運行事業者運賃外収入等につきましては、蔵タク運行に対する国庫補助金が直接事業者へ納付されることになっているため、事業者から同額分を市に納めていただいた納入金と、ふれあいバス事業者による補助金還付金及び放置自転車等の移動保管料であります。

次の栃木県後期高齢者医療広域連合職員給与負担金等（保険医療課）につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合に派遣しました職員2名分の給与負担金であります。

次の回収資源物売払収入等（環境課）につきましては、一般家庭から分別排出されます資源物のうち、新聞、雑誌、段ボール等の売払収入が主なものであります。

次の資源有価物売却代（環境課）につきましては、クリーンプラザにおけるアルミ、鉄等の売却代金であります。

次の再生品提供事業売上金（環境課）につきましては、クリーンプラザに粗大ごみとして搬入された自転車、家具などを修理、再生し、市民に安価にて提供した際の売り払い代金であります。

次の余剰電力売却代（環境課）につきましては、クリーンプラザにおいて発電した電力のうち余剰となったものを東京電力に売却した代金であります。

次のペットボトル有償入札拠出金（環境課）につきましては、クリーンプラザにおけるペットボトルの引き渡し量に応じて納付されました公益財団法人日本容器包装リサイクル協会からの拠出金であります。

次の不法投棄未然防止事業助成金（環境課）につきましては、不法投棄監視カメラ等を購入した費用に対する助成金であります。

次の福島原発事故に係る損害賠償金（環境課）につきましては、クリーンプラザにおける放射能を含む溶融スラグの処分費用及び放射能による焼却灰処分費の増加費用などに対する東京電力からの賠償金であります。

次の資源有価物売却代（環境課）（広域承継）及び余剰電力売却代（環境課）（広域承継）につきましては、先ほどご説明いたしました同事業売却代の広域承継分であります。

次の次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金（新エネルギー対策室）につきましては、蔵

の街第1駐車場に設置いたしました急速充電器に対する補助金であります。

次の男女共生大学聴講料等（人権・男女共同参画課）につきましては、栃木市男女共生大学の聴講料及び女性誌の売払収入であります。

次の大平りんぽかんまつり売り上げ代等（人権・男女共同参画課）につきましては、りんぽかんまつりの際のきな粉餅等の売り上げ代及び大平榎本集会所ふれあい交流会の参加者負担金が主なものであります。

次の社会福祉実習受入謝金等（社会福祉課）につきましては、特別障がい者手当過誤払いによる返還金及び障がい児施設医療に係る診療報酬の返還金等であります。

次の生活保護費返還金等（生活福祉課）につきましては、生活保護法による返還金及び生活保護費資金前渡金預金利子が主なものであります。

次の生活保護費返還金滞納繰越分（生活福祉課）につきましては、生活保護費返還金の滞納繰越分であります。

次の電話使用料等（こども課）につきましては、とちぎコミュニティプラザの公衆電話の使用料であります。

次の保育所職員給食費等（保育課）（栃木）から次のページになりますが、5行目の保育所職員給食費等（保育課）（岩舟）までにつきましては、各地域の公立保育園の職員給食費自己負担分及び遠足参加保護者負担金等であります。

次の老人福祉センター電話使用料等（高齢福祉課）につきましては、老人福祉センター3園の電話使用料及び自動車事故の保険金であります。

次の病院群輪番制病院運営費負担金等（健康増進課）につきましては、病院群輪番制病院運営を初めとする救急医療対策事業を実施するに当たりまして、関係市町からの事業実施主体である栃木市への負担金等が主なものであります。

次の一般財団法人とちぎメディカルセンター職員給与負担金等（地域医療対策室）につきましては、本市からとちぎメディカルセンターに派遣しました職員2名分の給与負担金であります。

続きまして、178、179ページをお開きください。下から8つ目になりますが、西方幼稚園給食費等（西方教育支所）につきましては、西方幼稚園の園児及び職員の給食費負担分及び遠足参加保護者負担金等であります。

次のページをお開きください。上から3つ目の回収資源物売払収入等（生活環境課）の（大平）と、その7つ下になりますが、同収入（藤岡）、さらにその6つ下になります同収入（都賀）、また次のページになりますが、上から2つ目、回収資源物売払収入等（生活環境課）（西方）及びその7つ下の同収入（岩舟）につきましては、それぞれの地域において一般家庭から収集しました新聞紙、段ボール等の資源物売却代金であります。なお、岩舟につきましては、岩舟町承継分としまして、平成26年3月分の2万1,979円が含まれております。

それでは、前のページの181ページにお戻りいただきたいと思います。上から4つ目になります。看護実習受入謝金（健康福祉課）の（大平）と、その7つ下の同謝金（藤岡）につきましては、看護学生の職場実習を受け入れた際の謝金であります。

次に、下から3つ目の電話使用料等（健康福祉課）（都賀）につきましては、老人憩いの家の電話等使用料及び看護学生受け入れ謝金であります。

続きまして、もう一度183ページをお開きください。上から3つ目になります。健康教育事業自己負担金等（健康福祉課）（西方）につきましては、自治医科大学看護学生5名の実習生受け入れに対する謝金であります。

次に、下から4つ目の岩舟町社会福祉協議会補助金精算金（健康福祉課）（岩舟）（岩舟町承継）につきましては、平成25年度の岩舟町社会福祉協議会補助金確定に伴う精算金であります。

次の損害賠償保険金等（健康福祉課）（岩舟）につきましては、自動車損害共済災害共済金及び看護学生実習受け入れに伴う謝金であります。

以上で一般会計歳入の所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（平池紘士君） ありがとうございます。

以上で一般会計決算の所管関係部分の説明は終わりました。

ここで、議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦勞さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（平池紘士君） ここで暫時休憩いたします。

（午後 3時41分）

○委員長（平池紘士君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時50分）

◎認定第2号の上程、説明

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第2、平成26年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明聴取についてを議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） それでは、平成26年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。説明に当たりましては、収入及び支出のない科目につきましては説明を省略させていただきます。

初めに、歳出からご説明いたしますので、決算書の440、441ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、備考欄1行目、職員人件費につきましては、職員課の所管となりますが、本会計

で予算措置をしております21人分の給与等の人件費であります。

次の県市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましても職員課の所管となりますが、職員の退職手当の支払い事務を共同処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金であります。

次の臨時職員共済費につきましても職員課の所管となりますが、臨時職員に係る健康保険料等の共済費であります。以下、各科目に計上されております臨時職員共済費につきましては、職員課所管となりますが、各科目の予算で雇用いたしました非常勤職員の健康保険料等の共済費となりますので、説明を省略させていただきます。

次の国民健康保険事務費（栃木）につきましては、2名分の臨時職員賃金、保険証の送付等に係る郵便料、レセプト75万1,533件の共同処理等に係る電算処理委託料、レセプト管理システム用パソコン等のOA機器借上料、特定健康診査等データ管理業務に係る法定負担金が主なものであります。

次の診療報酬明細書点検事務費につきましては、レセプト点検員4人分の臨時職員賃金が主なものであります。

次からの国民健康保険事務費（大平）（藤岡）（都賀）（西方）（岩舟）につきましては、被保険者証等の郵便料が主なものでありますが、（西方）につきましては、1名分の臨時職員賃金が含まれております。

次に、2目連合会負担金、備考欄の国保団体連合会負担金につきましては、栃木県国民健康保険団体連合会の事務運営に要します経費の法定負担金が主なものであります。

次に、2項1目賦課徴収費についてであります。次ページをお開きください。備考欄の2行目、国民健康保険税賦課事務費につきましては、保険税に係る督促状の郵送料と保険税賦課や催告処理等に係る電算処理委託料が主なものであります。

次の国民健康保険税収納率向上事業費につきましては、収税課収納員2名分の報酬が主なものであります。

次の国民健康保険税徴収事務費につきましては、保険税に係る納税通知書郵送料と滞納者に対する催告処理等に係る電算処理委託料が主なものであります。

次のマルチペイメント口座振替受付サービス事業費につきましては、マルチペイメント決済端末機に係る備品購入費が主なものであります。

次の賦課徴収事務費（大平）（藤岡）（西方）（都賀）（岩舟）につきましては、納税通知書等の郵送料及び消耗品が主なものであります。

次に、3項1目運営協議会費、備考欄の運営協議会運営費につきましては、国保運営協議会委員18人分の報酬が主なものであります。

次ページをお開きください。2款1項1目一般被保険者療養給付費、備考欄の一般被保険者診療

報酬支払経費につきましては、延べ71万1,069件に要した療養給付費負担金であります。なお、岩舟町承継分につきましては、旧岩舟町における平成26年2月診療分に係る療養給付費であります。

次に、2目退職被保険者等療養給付費、備考欄の退職被保険者等診療報酬支払経費につきましては、延べ4万1,528件に要した療養給付費負担金であります。

次に、3目一般被保険者療養費、備考欄の一般被保険者療養費支払経費につきましては、柔道整復師による施術や補装具、はり、きゅう等の療養費、延べ1万4,448件に要した療養費負担金であります。

次に、4目退職被保険者等療養費、備考欄の退職被保険者等療養費支払経費につきましては、延べ761件に要した療養費負担金であります。

次に、5目審査支払手数料、備考欄の診療報酬等審査経費につきましては、国保団体連合会で審査したレセプト74万5,571件のレセプト審査手数料であります。

次に、2項1目一般被保険者高額療養費であります。446、447ページをお開きください。備考欄の一般被保険者高額療養費支払経費につきましては、延べ1万9,359件に要した高額療養費の負担金であります。

次に、2目退職被保険者等高額療養費、備考欄の退職被保険者等高額療養費支払経費につきましては、延べ805件に要した高額療養費の負担金であります。

次に、3目一般被保険者高額介護合算療養費、備考欄の一般被保険者高額介護合算療養費支払経費につきましては、32件に要した高額介護合算療養費の負担金であります。

次に、4目退職被保険者等高額介護合算療養費、備考欄の退職被保険者等高額介護合算療養費支払経費につきましては、1件に要した高額介護合算療養費の負担金であります。

次に、4項1目出産育児一時金ですが、次ページをお開きください。備考欄の出産育児一時金支払経費につきましては、出産1件につき39万円、産科医療補償制度を利用した場合には3万円を加算して42万円を支給するものであり、190件分の負担金であります。

次に、2目支払手数料、備考欄の出産育児一時金支払手数料につきましては、184件分に係る支払手数料であります。

次に、5項1目葬祭費、備考欄の葬祭費支払経費につきましては、葬祭1件につき5万円を支出するものでありまして、278件分の負担金であります。

次ページをお開きください。3款1項1目後期高齢者支援金、備考欄の後期高齢者支援金につきましては、後期高齢者医療制度の負担金でありまして、国保加入人数に応じて社会保険診療報酬支払基金へ拠出したものであります。

次に、1項2目後期高齢者関係事務費拠出金、備考欄の後期高齢者関係事務費拠出金につきましては、後期高齢者医療制度関係の事務費拠出金でありまして、社会保険診療報酬支払基金へ拠出したものであります。

次ページをお開きください。4款1項1目前期高齢者納付金、備考欄の前期高齢者納付金につきましては、前期高齢者に係る医療費の財政調整を行うための納付金でありまして、社会保険診療報酬支払基金へ拠出したものであります。

次に、2目前期高齢者関係事務費拠出金、備考欄の前期高齢者関係事務費拠出金につきましては、前期高齢者納付金の事務費拠出金でありまして、社会保険診療報酬支払基金へ拠出したものであります。

次ページをお開きください。5款1項2目老人保健医療費拠出金につきましては、老人保健の事務費に係る負担金でありまして、社会保険診療報酬支払基金へ拠出したものであります。

次ページをお開きください。6款1項1目介護納付金、備考欄の介護納付金につきましては、40歳以上65歳未満の国保被保険者に係る介護納付金でありまして、社会保険診療報酬支払基金へ納付したものであります。

次ページをお開き願います。7款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金、備考欄の高額医療費共同事業医療費拠出金につきましては、一般被保険者の1件80万円を超える高額な医療費を対象とした共同事業に係る拠出金でありまして、国保団体連合会へ拠出したものであります。

次に、2目保険財政共同安定化事業拠出金、備考欄の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、一般被保険者の1件30万円を超える医療費を対象とした共同事業に係る拠出金でありまして、国保団体連合会へ拠出したものであります。

次に、3目高額医療費共同事業事務費拠出金、備考欄の高額医療費共同事業事務費拠出金につきましては、高額医療費共同事業に係る事務費拠出金でありまして、国保団体連合会へ拠出したものであります。

次に、4目その他共同事業事務費拠出金、備考欄のその他の共同事業事務費拠出金につきましては、県国保団体連合会に委託している交通事故等による第三者行為損害賠償求償事務に係る事務費拠出金であります。

次ページをお開きください。8款1項1目特定健康診査等事業費、備考欄2行目の特定健康診査事業費（栃木）につきましては、国保被保険者9,273人の方が受診されました特定健康診査の委託料であります。

次の特定保健指導事業費（栃木）につきましては、特定健康診査においてメタボリックシンドロームやその予備軍等と判定された被保険者に対し、生活習慣改善指導や支援を行ったもので、非常勤の管理栄養士1名の報酬が主なものであります。

次の特定健康診査事業費（大平）につきましては、特定健康診査受診券の郵送料が主なものであります。なお、同事業の（藤岡）（都賀）（西方）（岩舟）も同様の事業内容でございますので、説明を省略させていただきます。

次の特定保健指導事業費（大平）につきましては、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣を改善し、

生活習慣病の発病や重症化を予防するための特定保健指導を行うもので、看護師等への報償金が主なものであります。なお、(藤岡)(都賀)(西方)(岩舟)につきましても同事業内容でありまして、保健指導に係る報償金、消耗品等が主なものであります。

次に、2項1目保健衛生普及費であります。備考欄1行目の健康啓発事業費につきましては、エイズ予防パンフレットの購入費であります。

次ページをお開きください。医療費通知事業費(栃木)につきましては、医療費通知年6回、延べ6万2,681件に係る郵便料及び電算処理委託料であります。

次の後発医薬品利用差額通知事業費につきましては、後発医薬品通知1,416件に係る郵便料が主なものであります。

次の国保歯周疾患検診事業費につきましては、国保歯周病検診331件に係る検査機関への委託料であります。

次の医療費通知事業費(大平)につきましては、医療費通知2万1,520件の郵送料でありまして、次の同事業の(藤岡)では同じく1万3,375件、(都賀)では1万485件、(西方)では5,186件、(岩舟)では1万4,763件であります。

次ページをお開きください。9款1項1目、保険財政調整基金積立金、備考欄の保険財政調整基金積立金につきましては、岩舟町未払い分及び保険財政調整基金の利子を基金に積み立てたものであります。

2ページ飛ばしまして、468、469ページをお開きください。11款1項1目一般被保険者保険税還付金、備考欄の3行目、一般被保険者過誤納還付金につきましては743件分、次の(岩舟)につきましましては77件分の保険税過誤納還付金であります。

次に、2目退職被保険者等保険税還付金、備考欄の退職被保険者等過誤納還付金につきましては、退職被保険者等に対する16件分、次の(岩舟)につきましましては2件分の保険税過誤納還付金であります。

次に、3目償還金、備考欄の療養給付費等負担金等返還金につきましては、平成25年度の療養給付費等に係る国庫負担金及び退職者医療交付金の精算の結果、超過交付となった交付金の返還金であります。

次に、4目一般被保険者還付加算金、備考欄の一般被保険者過誤納還付加算金につきましては、一般被保険者に対する59件分、次の(岩舟)につきましましては6件分の過誤納還付加算金であります。

次に、5目退職被保険者等還付加算金ありますが、次ページをお開きください。備考欄の退職被保険者等過誤納還付加算金につきましては、2件分の退職被保険者に対する過誤納還付加算金であります。

次に、3項1目旧町借入金返済金についてであります。旧岩舟町における借入金の返済金であります。

次ページをお開きください。12款1項1目予備費につきましては、支出はございませんでした。以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げますので、決算書の410、411ページをお開きください。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分につきましては、課税世帯数2万5,392世帯、被保険者数4万4,910人、収納率89.1%であります。備考欄の還付未済金につきましては430件分であります。

次に、2節後期高齢者支援金分現年課税分につきましては、課税世帯数、被保険者数、収納率ともに1節と同じであります。備考欄の還付未済金につきましては274件分であります。

次に、3節介護納付金分現年課税分につきましては、課税世帯数1万1,766世帯、被保険者数1万4,781人、収納率86.1%であります。備考欄の還付未済金につきましては125件分であります。

次に、4節医療給付費分滞納繰越分の収納率は20.8%、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分の収納率は21.4%、6節介護納付金分滞納繰越分の収納率は20.4%であります。

次の2目退職被保険者等国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分につきましては、課税世帯数887世帯、被保険者数1,913人、収納率97.1%であります。備考欄の還付未済金につきましては3件分であります。

次の2節後期高齢者支援金分現年課税分については、課税世帯数、被保険者数、収納率ともに1節と同じであります。備考欄の還付未済金につきましては3件分であります。

次の3節介護給付金分現年課税分につきましては、課税世帯数1,184世帯、被保険者数1,740人、収納率97.1%であります。備考欄の還付未済金につきましては5件分であります。

次ページをお開きください。4節医療給付費分滞納繰越分の収納率は23.3%、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分の収納率は22.2%、6節介護給付金分滞納繰越分の収納率は22.6%であります。

2ページ飛ばしまして、416、417ページをお開きください。3款1項2目1節督促手数料につきましては、保険税督促手数料であります。

418、419ページをお開きください。4款1項1目療養給付費等負担金、1節現年度分ありますが、備考欄の療養給付費等、介護給付費納付金、後期高齢者支援金につきましては、負担基本額に対する100分の32の国庫負担金であります。

次に、2節過年度分については、旧岩舟町の平成25年度国庫負担金の追加交付分であります。

次に、2目1節高額医療費共同事業負担金につきましては、国保連合会が行う1件80万円を超える高額な医療費を対象とした共同事業に係る拠出金に対する4分の1の国庫負担金であります。

次の3目1節特定健康診査等負担金につきましては、特定健康診査及び特定保健指導の費用に対する3分の1の国庫負担金であります。

次に、2項1目1節普通調整交付金につきましては、保険者間の財政力の不均衡を調整するための国の交付金であります。

次の岩舟町承継分につきましては、旧岩舟町の平成25年度分、第4四半期分であります。

次の2節特別調整交付金につきましては、災害その他特別な事情がある場合や医療費の適正化や収納率向上等の経営努力の顕著な保険者に対する国の交付金であります。

次の岩舟町承継分につきましては、岩舟町の平成25年度第4四半期分であります。

420、421ページをお開きください。5款1項1目療養給付費等交付金、1節現年度分につきましては、退職被保険者等に係る療養給付費に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

次に、2節過年度分につきましては、平成25年度交付金の追加交付分であります。

次の岩舟町承継分につきましては、旧岩舟町の平成25年度第12期分であります。

次ページをお開きください。6款1項1目前期高齢者交付金、1節現年度分につきましては、65歳以上75歳未満の前期高齢者について、保険者間の負担の平準化を図るため財政調整を行うものでありまして、前期高齢者の加入率が全国平均を上回っているため、社会保険診療報酬支払基金から交付されたものであります。

次に、2節過年度分につきましては、旧岩舟町の平成25年度第12期分であります。

次ページをお開きください。7款1項1目1節高額医療費共同事業負担金につきましては、1件80万円を超える高額な医療費を対象とした共同事業の拠出金に対する4分の1の県負担金であります。

次に、2目1節特定健康診査等負担金につきましては、特定健康診査及び特定保健指導の費用に対する3分の1の県負担金であります。

次に、2項1目財政調整交付金、1節の安定化調整交付金につきましては、保険者間の財政力の不均衡を調整するため、保険給付費等に対する6%の県交付金であります。

次の岩舟町承継分につきましては、旧岩舟町の平成25年度第4四半期分であります。

次に、2節支援調整交付金につきましては、医療費適正化の取り組みや収納率向上の実績に応じて県が交付したものであります。

次の岩舟町承継分につきましては、旧岩舟町の平成25年度第4四半期分であります。

次ページをお開きください。8款1項1目1節高額医療費共同事業交付金につきましては、保険者の財政運営の安定化を図るため、一般被保険者の1件80万円を超える高額な医療費を対象とした共同事業に係る国保連合会からの交付金であります。

次の岩舟町承継分につきましては、旧岩舟町の平成25年度第12期分であります。

次に、2目1節保険財政共同安定化事業交付金につきましては、国保財政の安定化、負担の平準化を図るための一般被保険者の1件30万円を超える医療費を対象とした共同事業に係る国保連合会からの交付金であります。

次の岩舟町承継分につきましては、旧岩舟町の平成25年度第12期分であります。

次ページをお開きください。9款1項1目1節利子及び配当金、備考欄の保険財政調整基金利子につきましては、基金から生じた預金利子であります。

次ページをお開きください。10款1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者への保険税軽減分に係る一般会計からの繰入金であります。

次に、2節その他一般会計繰入金、備考欄の出産育児一時金等繰入金につきましては、出産育児一時金及び人件費等並びに国保特会の赤字分に対する一般会計からの繰入金であります。

次に、2項1目1節国保財政調整基金繰入金につきましては、平成26年度の国保運営に必要な財源として保険財政調整基金を取り崩した繰入金であります。

次ページをお開きください。11款1項1目1節療養給付費等交付金繰越金につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの退職被保険者等の交付金に係る繰越金であります。

次に、2目1節その他繰越金につきましては、前年度の決算剰余金を繰り越したものであります。

次ページをお開きください。12款1項1目1節、備考欄の一般被保険者延滞金、後期高齢者支援分延滞金、介護納付金分延滞金につきましては、一般被保険者の保険税滞納に係る延滞金であります。

次に、2目1節、備考欄の退職被保険者等延滞金、後期高齢者支援分延滞金、介護納付金分延滞金までにつきましては、退職被保険者等の保険税滞納に係る延滞金であります。

次に、2項1目1節、預金利子であります。436、437ページをお開きください。備考欄の預金利子につきましては、国保特別会計から生じた預金利子であります。

次に、2目1節、備考欄の一般被保険者第三者納付金につきましては、一般被保険者に係る交通事故による第三者からの納付金39件分であります。

次に、3目1節退職被保険者等第三者納付金につきましては、退職被保険者に係る交通事故による第三者からの納付金2件分であります。

次に、4目1節一般被保険者返納金につきましては、一般被保険者からの返納金180件分であります。次の滞納繰越分につきましては、返納金1件分であります。

次に、5目1節退職被保険者等返納金につきましては、退職被保険者からの返納金8件分であります。

次に、6目1節雑入、備考欄の1行目、雇用保険料につきましては、職員課の所管となりますが、雇用保険に加入しておりました臨時職員及び非常勤職員延べ9人から預かりました雇用保険料の自己負担分であります。

次の雑入につきましては、療養費等の支給に係る国が支払う一部負担金等の一部に相当する額であります。

次の岩舟町決算剰余金につきましては、平成26年度の旧岩舟町の決算剰余金であります。

次の雑入（岩舟町承継）につきましては、旧岩舟町における療養費等の支給に係る国が支払う一部負担金等の一部に相当する額であります。

以上で国民健康保険特別会計の歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

◎認定第3号の上程、説明

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第3、平成26年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明聴取についてを議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） それでは、平成26年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。収入及び支出のない科目につきましては説明を省略させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、歳出からご説明いたしますので、決算書の494、495ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、備考欄1行目、職員人件費につきましては、職員課の所管となりますが、本会計で予算措置をしております職員8人分の給料、各種手当等の人件費であります。

次の県市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましては、これも職員課の所管となりますが、職員の退職手当の支払い事務を共同処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金であります。

次の後期高齢者医療事務費（栃木）につきましては、各種通知の郵送料が主なものであります。

後期高齢者医療事務費（大平）（藤岡）（都賀）（西方）（岩舟）につきましては、消耗品が主なものであります。

次に、2項1目徴収費、備考欄の1行目、後期高齢者医療保険料賦課事務費につきましては、納入通知書等の郵便料及び保険料賦課計算等の電算処理委託料が主なものであります。

次の後期高齢者医療保険料徴収事務費につきましては、保険料納入通知書等の電算処理委託料が主なものであります。

次の後期高齢者医療保険料賦課徴収事務費（大平）（藤岡）、次ページの（西方）（岩舟）につきましては、納入通知書等の郵送料が主なものであります。

次のページになりますが、2款1項1目後期高齢者医療広域連合保険料納付金、備考欄の1行目、後期高齢者医療広域連合保険料負担金につきましては、市で受け入れた保険料を全額栃木県後期高齢者医療広域連合に納付した負担金であります。

次の後期高齢者医療広域連合保険基盤安定制度負担金につきましては、保険料の低所得者軽減措置に対します負担金であります。

次ページをお開きください。3款1項1目後期高齢者健診事業費、備考欄の1行目、健康診査事業費（栃木）につきましては、医療機関への健康診査委託料と県広域連合への負担金が主なものであります。

次の健康診査事業費（大平）（藤岡）（都賀）（西方）（岩舟）につきましては、健康診査受診券の郵送料が主なものであります。

502、503ページをお開きください。4款1項1目保険料還付金、備考欄の後期高齢者医療保険料還付金及び次の同じく（岩舟）につきましては、過誤納された保険料の還付金であります。

次の2目保険料還付加算金、備考欄の後期高齢者医療保険料還付加算金及び次の同じく（岩舟）につきましては、還付金に加算された利息相当分であります。

次に、504、505ページをお開きください。5款1項1目予備費におきましては、支出はございませんでした。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入についてご説明を申し上げますので、決算書の480、481ページをお開きください。1款1項1目後期高齢者医療特別徴収保険料、1節後期高齢者医療費特別徴収保険料につきましては、年金天引き分として、被保険者数1万8,040人、収納率は100%であります。備考欄の還付未済金につきましては400件であります。

次に、2目後期高齢者医療普通徴収保険料、1節後期高齢者医療普通徴収保険料現年度分につきましては、普通徴収分として、被保険者数4,195人、収納率は98.7%であります。

2節後期高齢者医療普通徴収保険料滞納繰越分につきましては、滞納繰越分として被保険者数89人、収納率50.0%であります。

次に、482、483ページをお開きください。2目督促手数料、1節備考欄の督促手数料につきましては、保険料の督促手数料であります。

2ページを飛ばしまして、次に486、487ページをお開きください。4款1項1目1節事務費繰入金につきましては、人件費及び事務費に対します一般会計からの繰入金であります。

次に、2目1節保険基盤安定繰入金につきましては、保険料の低所得者軽減分に対します一般会計からの繰入金であります。

次に、488、489ページをお開きください。5款1項1目1節前年度繰越金につきましては、前年度からの繰越金であります。

次ページをお開きください。6款1項1目延滞金、備考欄の延滞金につきましては、保険料滞納に対する延滞金であります。

次に、2項1目1節保険料還付金につきましては、過誤納された保険料の還付金であります。

2目1節保険料還付加算金につきましては、還付金に加算された利息相当分であります。

次に、3項1目1節預金利子につきましては、後期高齢者医療特別会計から生ずる預金利子であ

ります。

次に、492、493ページをお開きください。4目雑入、1節後期高齢者健診事業負担金につきましては、健康診査委託料及び事務費に対します栃木県後期高齢者医療広域連合からの負担金であります。

2節雑入、備考欄の岩舟町決算剰余金につきましては、合併に伴う岩舟町の決算剰余金であります。

次に、後期高齢者医療特別対策補助金及び同補助金（岩舟町承継）につきましては、後期高齢者医療における特別対策に関する広報に伴う広域連合からの補助金であります。

以上で後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の説明を終わりにいたします。

○委員長（平池紘士君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

ここで、議事の終了いたしました執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

◎認定第4号の上程、説明

○委員長（平池紘士君） それでは、次に日程第4、平成26年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の説明聴取についてを議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） それでは、平成26年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）の歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

初めに、歳出からご説明いたしますので、542、543ページをお開き願います。今までの会計と同様、収入済額、支出済額がゼロの項目については説明を省略させていただきます。また、あわせまして、1款1項1目、一番最初のところがございますが、上から3つの部分のところにつきましては、職員課所管の人件費等ございまして、これまで説明をしてきたとおり、それぞれの会計の所管の人件費でございますので、この会計では23人分の人件費ということでご理解賜ればというふうに思っております。

それでは、4段目、介護保険総務費（栃木）から説明を申し上げます。この費目につきましては、被保険者証などの郵送料、介護保険システム保守等委託料が主なものでございます。

次の介護保険システム改修事業費につきましては、介護保険制度が本年度改正になりました。そのため介護報酬単価等の改定に伴う介護保険システムの改修費が発生いたしまして、その費用でございます。

次の介護保険総務費（大平）から（岩舟）までにつきましては、それぞれの総合支所におきます介護保険の総務費の一般事務費でございますが、特に上2つ、（大平）と（藤岡）につきましては、臨時職員1名分の賃金が含まれております。

次に、544、545ページをお開きください。2項1目、備考欄の介護保険料賦課事務費及び次の介護保険料徴収事務費につきましては、保険料徴収開始通知書、納入通知書等の郵送料及び電算委託料であります。

次の各総合支所の介護保険料賦課徴収事務費の主なものは郵送料であります。

続きまして、3項1目、備考欄の2段目、介護認定審査会事務費のうち介護認定審査会委員報酬につきましては、介護認定の審査判定を行う機関として、保健、医療、福祉の学識経験者70人で構成され、年間334回の審査を行いました介護認定審査会の開催にかかわる経費でございます。

1段飛びまして、主治医意見書作成手数料につきましては、介護認定申請に必要な主治医意見書の作成手数料でございます。

次に、2目、備考欄の2段目、介護認定調査等事務費につきましては、介護認定調査員14名分の報酬、認定調査7,097件分の実施に要した費用でございます。

次の3段目、介護認定調査訪問自動車購入費につきましては、要介護認定訪問調査用の専用軽自動車1台分の購入費であります。

548、549ページに移ります。2款保険給付費であります。1項介護サービス諸費は、要介護と認定された方への給付になります。中ほどの2目、備考欄の特例居宅介護サービス給付費につきましては、市が独自設定いたしました千代田タクシーで行っております介護タクシーの利用の際の94件分の給付費でございます。

次の3目、備考欄の地域密着型介護サービス給付費につきましては、要介護認定者が認知症高齢者グループホーム、小規模特別養護老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスを受けたことによる6,197件分の給付費であります。

550、551ページをお開きください。7目、備考欄、居宅介護福祉用具購入費につきましては、要介護者がシャワーチェアなどの入浴補助用具やポータブルトイレなどの排せつの際に用いる福祉用具を購入した際に支給した593件分の給付費であります。

次に、8目、備考欄、居宅介護住宅改修費につきましては、要介護者が住みなれた家で生活するため、手すりの取り付けや段差解消などの日常生活に必要な小規模の住宅改修を行った際に支給した433件分の給付費であります。

次に、9目、備考欄、居宅介護サービス計画給付費につきましては、要介護者に対して居宅介護支援事業者が居宅介護サービス計画、いわゆるケアプランを作成する際に支払われた給付費で、4万5,877件分であります。

続きまして、2項介護予防サービス等諸費につきましては、要介護ではなく要支援1及び2に認

定された方への給付でございます。1項の介護サービス等諸費と同様の事業内容でありますので、件数のみ報告して説明にかえさせていただきます。1目介護予防サービス給付費につきましては、1万2,080件分であります。

次に、552、553ページに移ります。3目地域密着型介護予防サービス給付費につきましては、90件分であります。

5目介護予防福祉用具購入費につきましては、88件分、6目介護予防住宅改修費につきましては、115件分、7目介護予防サービス計画給付費につきましては、9,152件分であります。

次に、3項1目、備考欄の審査支払手数料につきましては、介護報酬の審査支払いにかかわる栃木県国民健康保険団体連合会への事務処理手数料でありまして、単価72円で、18万1,052件分となっております。

554、555ページをお開きください。4項1目高額介護サービス費につきましては、要介護者が介護サービスを受けて支払った自己負担額が1カ月の負担限度を超えたときに、その超えた分を償還払いし、負担軽減を図ったことによる給付費で、1万8,653件分であります。

2目、備考欄、高額介護予防サービス費につきましては、要支援者に対する同様の給付費で、87件分であります。

次に、5項1目高額医療合算介護サービス費につきましては、医療保険における世帯内で医療及び介護保険の両制度における自己負担の合計額が前年1年の限度額を超えたときに、その超えた分を案分して要介護者に償還払いした給付費で、961件分あります。

次に、6項1目特定入所者介護サービス費につきましては、要介護認定者で低所得の方が施設入所サービスを利用した際の食費、居住費等について負担軽減を図るため、利用者負担段階に応じて補足給付したもので、1万2,131件分であります。

556、557ページに移ります。3目の特定入所者介護予防サービス費につきましては、要支援者に対する同様の給付で、31件分であります。

少し飛びまして、560、561ページをお開きください。4款1項1目、備考欄の介護給付費準備基金積立金につきましては、基金運用利子の積み立て分であります。

次に、562、563ページをお開きください。このページからが地域支援事業ということで、各事業を地域包括支援センターで実施いたしました。各支所単位で支払いをしているものもあり、説明の重複もありますが、ご了承願えればと思います。

5款1項1目、備考欄4段目の運動器機能向上事業費（栃木）につきましては、運動器の機能が低下している2次予防事業対象者に運動教室を実施した際の健康運動指導士への報償金及び送迎に係る運転手賃金あるいは委託料が主なものであります。なお、総合支所でも同じ事業を行っており、下から7段目の（大平）、次ページ1段目の（都賀）、5段目の（西方）につきましても同様の内容であります。

次の口腔機能向上事業費（栃木）につきましては、口腔機能が低下している2次予防事業対象者への口腔機能を向上させるための教室を実施した際の歯科衛生士等への報償金が主なものであります。

次の閉じこもり・認知症・うつ予防支援事業費（栃木）につきましては、閉じこもりや認知症のおそれのある2次予防事業対象者への教室を開催した際の講師報償金、臨時看護師等の賃金及び送迎に係る経費が主なものであります。総合支所分もございまして、下から6段目の（大平）、下から3段目の（藤岡）、次ページ上から2段目の（都賀）、8段目の（岩舟）につきましても同様の内容でございます。

次の介護予防訪問事業費（栃木）につきましては、生活機能が低下している虚弱な高齢者を家庭訪問し、健康指導等をする臨時看護師の賃金が主なものであります。

次の二次予防事業対象者把握事業費（栃木）につきましては、要介護状態となるおそれのある高齢者を把握するため、市内全域の65歳以上の方に対して基本チェックリストによる調査を実施した際の郵便料と委託料が主なものであります。総合支所分もございまして、こちらの総合支所につきましても、調査結果の郵送料のみとなっております。

次の複合型介護予防事業費（栃木）につきましては、運動、口腔、栄養の複合的な内容の介護予防教室を実施した際の市内全域の事業委託料が主なものでございます。総合支所分につきましても、下から4段目の（大平）、最下段の（藤岡）、次ページ4段目の（都賀）、7段目の（西方）、10段目の（岩舟）と各総合支所で行っておりますが、この総合支所分につきましては、送迎に係る経費が主なものでございます。

次の介護予防事業用自動車購入費は、介護予防用自動車の購入費でございます。

564、565ページをお開きください。中段下、2目、備考欄3段目のはつらつセンター事業費（栃木）につきましては、地域の方々の参加、協力のもと、介護予防と生きがいづくりなどを実施する団体への事業委託料が主なものであります。これは、各総合支所でも実施しております。7段目の（大平）、下から3段目の（藤岡）、次ページ1段目の（都賀）、4段目の（西方）、7段目の（岩舟）、それぞれの総合支所におきましても同様の内容で事業を実施しております。

次の在宅老人介護予防宣伝事業費につきましては、高齢者保健福祉サービスの有効活用を図るため、サービス案内用の冊子の印刷代が主なものであります。

次の介護予防普及啓発事業費（栃木）につきましては、一般高齢者を対象に実施した運動器の機能向上、栄養改善など各種介護予防教室を開催した際の講師への報償金が主なものであります。総合支所でも行ってございまして、同様の内容でございます。

次の地域介護予防活動支援事業費（栃木）につきましては、地域における介護予防活動を行うますます元気サポーターを養成する講座開催に係る講師への報償金が主なものであります。総合支所におきましても同様の取り組みをしております。内容については同じで、省略をさせていただきます。

す。

次に、566、567ページをお開きください。中段下、2項1目介護予防ケアマネジメント事業費ですが、備考欄3段目からの地域包括支援センター事務費（栃木）から（岩舟）までございますけれども、地域包括支援センターシステム及び介護保険システムの保守委託料と、OA機器借上料、センター運営に伴う需用費が主なものであります。

568、569ページに移ります。2目、備考欄1段目の総合相談事業費（栃木）、続きまして（大平）（藤岡）（岩舟）とございますけれども、高齢者虐待や生活上の問題と総合的な相談支援業務を担う社会福祉士5名分の栃木市社会福祉協議会や医療法人への業務委託料であります。

次に、3目、備考欄3段目の権利擁護事業費、これは（栃木）と（都賀）のみでございますが、高齢者虐待等の相談業務等を担う非常勤の社会福祉士2名分の報酬が主なものであります。

次に、4目、備考欄2段目の包括的継続的ケアマネジメント支援事業費（栃木）、以下同事業が（大平）（藤岡）、次ページに（都賀）（西方）（岩舟）とわたくらっておりますけれども、これにつきましては地域包括支援センターにおいてケアマネジメント支援業務を担う主任ケアマネジャー5名分の非常勤職員報酬及び社会福祉法人等への5名分の業務委託料が主なものであります。

570、571ページに移ります。5目任意事業費の備考欄1段目、家族介護支援事業費（栃木）につきましても、介護に携わる家族を支援するための講座を開催した際の講師への報償金が主なものでございます。総合支所分として、下から2段目の（藤岡）、次ページ3段目の（都賀）、下から5段目の（岩舟）、3つの総合支所分がございまして、同様のものがございます。

次の高齢者地域見守り支援事業費（栃木）につきましても、認知症を地域で支え合うために開催する認知症サポーター養成講座や市民特別講座の講師への報償金とパンフレット等の需用費が主なものであります。これにつきましては、各総合支所で実施をしております、内容は同様でございます。

次のシルバーハウジング生活援助員派遣委託事業費につきましても、川原田市営住宅のシルバーハウジングに設置した高齢者相談所に生活援助員を配置し、入居者からの相談対応や支援を行うシルバーハウジング生活相談員派遣事業委託料が主なものであります。

次の地域自立支援事業費（栃木）につきましても、栃木地域の地域包括支援センターの24時間通報体制を確保するため、夜間、休日の電話相談業務を近隣の社会福祉法人等に委託をする委託料でございます。総合支所分として、全ての総合支所で同様の内容の取り扱いをしております。

次の高齢者ふれあい相談員事業費につきましても、ひとり暮らし、高齢世帯の安否確認を行うふれあい相談員836人に対する報償費が主なものであります。

次の家族介護継続支援事業費（栃木）につきましても、要介護3以上の認定を受けた高齢者を在宅介護している方への介護手当やおむつ購入費用の助成金であります。総合支所分として、（大平）（藤岡）（都賀）（西方）（岩舟）全ての総合支所で同様の事業を行っております。

次の介護給付等適正化事業費（栃木）につきましては、介護給付において介護サービス状況を周知するため、介護給付費の通知等を行ったものであります。

次の住宅改修理由書作成支援事業費（栃木）につきましては、居宅介護支援を受けていない要介護等の方に対して住宅改修の理由書を作成した場合に介護支援専門員等に1件2,000円の報償金を支払うもので、11件分であります。

少し飛んで、下から3段目の傾聴事業費につきましては、大平地域において実施している事業で、閉じこもり、鬱病予防のため、高齢者宅や施設等に出向いて、高齢者の話し相手となる傾聴ボランティア団体への補助金であります。

572、573ページをお開きください。最下段の弁当宅配サービス事業費（岩舟町承継）につきましては、岩舟町社会福祉協議会に支出した旧岩舟町分の委託料であります。

ページが少し飛びますが、576、577ページをお開きください。7款1項1目、備考欄の第1号被保険者過誤納還付金、第1号被保険者過誤納還付金（岩舟）につきましては、65歳以上の被保険者に対する保険料の過誤納還付金であります。

次に、2目、備考欄の国庫支出金等返還金につきましては、平成25年度介護給付費交付金の精算確定により超過交付となった額を返還したものであります。

続きまして、2項1目、備考欄の一般会計繰入金につきましては、平成25年度介護保険特別会計の精算により一般会計繰入金の超過分を繰り出したものであります。

以上で歳出について終わらせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、512、513ページをお開きください。1款1項1目第1号被保険者保険料につきましては、保険給付費の21%に当たる65歳以上の第1号被保険者の介護保険料で、収納率は97.5%であります。

そのうち1節現年度分につきましては、被保険者は4万97人、特別徴収、年金からの天引きでございますので、収納率100%、還付未済金は381件分であります。

2節現年度分の普通徴収保険料、被保険者は5,153人、徴収率は88.5%、備考欄の還付未済金は35件であります。

3節滞納繰越分普通徴収保険料、滞納者は583人、収納率は25.3%で、前年度より1.1%増加しております。

次に、516、517ページをお開きください。3款1項2目の督促手数料につきましては、普通徴収の介護保険料に係る督促手数料であります。

次に、518、519ページをお開きください。4款1項1目1節介護給付費負担金の現年度分につきましては、国からの介護給付費に対する負担金でありまして、交付率については、居宅給付費分が給付費の20%、施設等給付費分が15%であります。

次に、2項1目1節、備考欄の現年度分調整交付金につきましては、保険者間の財政力の不均衡

を調整するため国から交付されるもので、交付率は全国平均5%であります。栃木市は4.6%となっております。5%より少ないということは、栃木市は比較的高齢者層が裕福というようなところで少ないパーセンテージとなっております。

次に、2目地域支援事業交付金（介護予防事業）と次の3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、地域支援事業に係る国の交付金でありまして、交付率は、介護予防事業が25%、包括的支援事業・任意事業は39.5%であります。

次に、4目介護保険事業費補助金につきましては、本年4月からの介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修費に対する国庫補助金であります。

520、521ページをお開きください。5款1項1目介護給付費交付金、1節の現年度分につきましては、第2号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、交付率は保険給付費の29%であります。

2節の過年度分につきましては、旧岩舟町からの承継分であります。

次に、2目地域支援事業支援交付金につきましては、第2号被保険者の保険料分で、介護予防事業に係る支払基金からの交付金であります。こちらも給付29%でございます。

522ページ、523ページをお開きください。6款1項1目介護給付費負担金につきましては、県からの介護給付費に対する負担金でありまして、居宅分で保険給付費の12.5%、施設分で17.5%であります。

次に、3項1目地域支援事業交付金（介護予防事業）につきましては、地域支援事業に対する交付金で、交付率は事業費の12.5%であります。

次の2目、同事業（包括的支援事業・任意事業）につきましては、交付率19.75%であります。

次に、3目事業費補助金につきましては、524、525ページをお開きください。備考欄の地域支え合い体制づくり市町村事業費補助金につきましては、生活介護支援サポーター養成講座の開催に係る県補助金であります。

526、527ページに移ります。7款1項1目、備考欄、介護給付費準備基金利子につきましては、介護給付費準備基金から生じた利子でございます。

530ページ、531ページに移ります。9款1項1目1節介護給付費繰入金の現年度分につきましては、市負担分として介護給付費の12.5%に当たる繰入金であります。

2目の地域支援事業繰入金（介護予防事業）につきましては事業費の12.5%、次の3目（包括的支援事業・任意事業）につきましては19.75%に当たる繰入金であります。

4目のその他一般会計繰入金につきましては、職員人件費及び事務費等に係る費用をそれぞれ一般会計から繰り入れたものであります。

続きまして、2項基金繰入金につきましては、532、533ページをお開きください。備考欄の介護給付費準備基金繰入金ではありますが、介護給付費の財源に充てるため、基金を取り崩したものであ

ります。

次に、534、535ページをお開きください。10款1項1目、備考欄の前年度繰越金につきましては、平成25年度決算確定に伴う前年度繰越金であります。

536、537ページに移ります。11款1項1目、備考欄の第1号被保険者延滞金につきましては、延滞金109件分であります。

次に、2項1目、備考欄の預金利子につきましては、普通預金利子であります。

538、539ページに移ります。3項4目、備考欄1行目、雇用保険料につきましては、職員課の所管となりますが、雇用保険に加入しております臨時職員及び非常勤職員延べ27人から預かりました雇用保険料の自己負担分であります。

次の雑入（栃木）につきましては、介護予防用送迎車を廃止した際の売却代と地域包括支援センターにおける学生実習指導料が主なものであります。5段目からの雑入（大平）から最後の（岩舟）までも学生実習指導料が主なものであります。

少し戻りまして、シルバーハウジング生活援助員派遣負担金等（高齢福祉課）につきましては、シルバーハウジング入居者からの負担金であります。

次の岩舟町決算剰余金等につきましては、旧岩舟町の介護保険特別会計の剰余金が主なものであります。

以上で介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の説明を終わります。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

◎認定第5号の上程、説明

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第5、平成26年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の説明聴取についてを議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 続きまして、平成26年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳出からご説明いたしますので、決算書の594、595ページをお開きください。この中で特に説明を要する部分は、一番下、介護予防サービス計画委託費というものがございまして、この内容につきましては、介護予防サービス計画作成を指定居宅介護支援事業所に委託した際の委託料で、委託件数は8,052件となっております。

以上で歳出の説明は終わりました、歳入に移りたいと思います。586ページ、587ページをお開きください。1款1項1目1節、備考欄の介護予防サービス計画費収入でございまして、先ほどの委託に対応する部分のところでございまして、指定居宅介護支援事業所でありまして地域包括支

援センターが要支援と認定された方の介護予防サービス計画を作成した際の収入でございます。ケアプランの作成件数は8,992件であります。先ほどの委託との差につきましては、直営で包括支援センター、市の職員が直接やった分という部分のところでございます。

次に、588、589ページをお開きください。2款1項1目1節、備考欄の職員給与費等繰入金につきましては、一般会計からの繰入金で、地域包括支援センター職員の人件費であります。

次ページ以降の3款繰越金、4款諸収入につきましては、保険事業勘定と同様の事業内容ですので、説明を省略させていただきます。

以上で介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の歳入歳出決算の説明を終わります。

○委員長（平池紘土君） 以上で当局の説明は終わりました。

なお、繰り返しますが、本件につきましては、9月11日に開催する常任委員会において審査願うこととなりますので、本日は聞きおく程度といたします。

◎閉会の宣告

○委員長（平池紘土君） 以上で民生常任委員会を終了いたします。

本日は大変お疲れさまでした。

（午後 4時52分）